

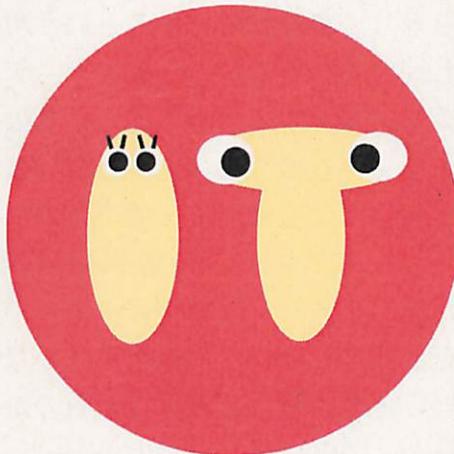
令和 5 年度

民事事件担当裁判官等事務打合せ

(令和 6 年 2 月 21、22 日)

協議結果要旨

いいこと たくさん



最高裁判所事務総局民事局

この資料は、令和 6 年 2 月に開催された民事事件担当裁判官等事務打合せの協議結果の要旨を取りまとめたものである。

【民事局長挨拶要旨】

- 1 改正民事訴訟法の全面施行がいよいよ約2年後に迫りました。これを踏まえ、本事務打合せでは、大きく分けて二つの柱、すなわち、①フェーズ3に向けた審理運営改善と②これを下支えするための知の承継・共有について、協議をお願いしたいと思います。
- 2 まず、一つ目の柱となる審理運営改善は、協議事項1で総論を、協議事項2で各論を扱います。
(1) 協議事項1は「フェーズ3に向けて裁判所として目指すべき審理判断の方向性」ですが、これまでの事務打合せでも、審理運営のるべき姿に関する協議は繰り返し行われており、またかと感じられた方もおられるかもしれません。もちろん、フェーズ3になったからといって民事訴訟の本質が変わるわけではありません。しかし、これまで記録が紙であることを前提に検討や起案をしていた我々の仕事が、画面で電子記録を見ながらの作業になることを想像したとき、そこには相当大きなインパクトがあることが予想されます。重要な情報もそうでない情報も渾然一体となっている厚い記録を何度も読み返して審理判断をするという現在のプラクティスを記録の全面電子化後も続けていくのか、それとも、デジタル化を審理判断の合理化・効率化のチャンスとして活かしていくのか、我々は、まさに重大な岐路に差し掛かっているのではないかと思います。

もつとも、デジタル化による合理化・効率化は、民間企業や行政であればイメージしやすいところですが、「裁判手続の合理化・効率化」と言われた時に、その思い描くイメージは裁判官によって区々なのではないかと思われます。仕事を合理化したくない裁判官はいないと思いますが、では具体的にどうやったら審理判断を合理化できるのか、代理人の協力は得られるのか、裁判の質との関係はどうなるのかといった点を考え始めると悩みが深く、現状を変えるのが難しいという人も少なくないのではないかでしょうか。

そこで、協議事項1では、フェーズ3の全面電子化に向けて裁判所として目指す審理判断の方向性が具体的にどのようなものなのか、協議していただきたいと思います。とても難しい問題ですが、デジタル化を生かすことにより、裁判の質を維持しつつ、裁判官が過度の負担を負わない審理判断もできるという好循環を実現できるよう、活発な意見交換をお願いいたします。

(2) 次に協議事項2は「争点整理の各種手法の共有」を取り上げます。これは協議事項1の各論に当たり、フェーズ3を見据えて合理化のための各種手法を協議していただくものです。

本来、合理化とは、組織全体として事務の質を維持・向上させつつ無駄を省くものであるべきですが、裁判官の取組は、その優秀さと熱心さ故に、高度な取組になり過ぎて広がりを欠いたり、今までと違う特別なことをしなければならないとして事務を加重する方向になったりしがちであることは否定できないように思います。

しかしながら、ここで真に裁判手続の合理化・効率化を成し遂げようとするのであれば、多くの裁判官が無理なく実践できる汎用性のある審理手法を広く共有し、各人が一つでも自分に合った手法を取り入れられるようにしていくことが重要です。また、足し算ではなく引き算の意識を持ち、過剰な部分を合理化し、代理人に必要な役割分担を求めるこも必要不可欠です。

今回、本事務打合せに先立ち、全国の民事訴訟担当裁判官に任意のアンケートをお願いし、754名の方にご回答いただきました。ご協力ありがとうございます。全国の裁判官を対象とした審理の実情に関するアンケートは初めてでしたが、多くの裁判官が各種手法にどういった効果を感じ、どういった点に負担感を抱いているかを定量的に把握したデータは、今日の皆さんの協議に当たって極めて有益な素材となると思います。協議事項2では、このアンケート結果を生かし、費用対効果に見合った汎用性のある手法を協議していただきたいと思います。

3 続いて二本目の柱である「知の承継・共有」については、協議事項3で協議をお願いします。

既に述べたとおり、フェーズ3に向けた審理運営改善は多くの裁判官が過度の負担なく実践できるものである必要がありますが、そうは言っても、経験豊富な裁判官と経験年数の少ない裁判官では、基礎的な知識・ノウハウに差があります。また、様々な事情から執務に当てる時間に制約のある裁判官も少なくありません。

こうした中、裁判官の世界はかつては職人に例えられることも多く、基礎的知識は自分で文献や裁判例を調査して習得し、ノウハウは裁判長や先輩の姿を見て学ぶという考え方が一般的であったように思います。しかし、裁判官の生活環境や意識が変化し、データ共有も容易になっている現在、裁判所の紛争解決機能を維持・向上させるためには、各裁判官が有している知識や

ノウハウをもっと縦にも横にも共有し、皆が良い裁判を楽にできるようにしていくことが重要であると考えられます。

そこで、協議事項3では、知の承継・共有について、現状やニーズをお伺いしたいと思います。各裁判官がどのような点に悩みを抱き、どのような情報を探しているかを率直に協議していただき、知識やノウハウを互いに共有できる態勢につなげていければと思います。

目次

協議事項 1 フェーズ3に向けて裁判所として目指す審理判断の方向性	1
第1 フェーズ3を見据えて目指すべき審理判断はどのようなものか。	1
1 フェーズ3によって民事訴訟のプラクティスにはどのような影響が生じるか。	1
2 フェーズ3によって生じ得る影響を踏まえてどのような審理判断を目指すべきか.....	1
第2 目指すべき審理判断を実践する上でのあい路とその克服策	3
第3 代理人弁護士にとってのメリットとそれらを共有するための取組	4
協議事項 2 爭点整理の各種手法の共有	5
第1 序盤の審理手法の効果検証	5
1 協議事項の選択	5
2 結果の共有の有無や共有する内容	8
3 参考事項聴取	11
4 序盤の口頭協議のあい路	11
第2 中終盤の審理手法の整理	13
1 判決を見据えた中終盤の審理とはどのようなものか。	13
2 効率的な主張整理の進め方	13
3 証拠の整理の在り方	14
4 判断対象の共有の方法（争点メモ、要約書面、一覧表、時系列等）	15
5 序盤で審理の土俵を設定することが難しい事案の対応.....	16
第3 ウェブ会議による争点整理手続の在り方	18
第4 爭点整理における書記官の役割	19
協議事項 3 裁判官相互の知識や技能の承継・共有	19
第1 知識や技能の承継・共有の必要性	20
第2 裁判官の間で知識や技能の承継・共有を行う方法	20

協議事項1 フェーズ3に向けて裁判所として目指す審理判断の方向性

第1 フェーズ3を見据えて目指すべき審理判断はどのようなものか。

1 フェーズ3によって民事訴訟のプラクティスにはどのような影響が生じるか。

フェーズ3において、現状から最も大きく変わるのは、記録の全面電子化である。従前、紙を中心に行っていた作業を、全てデータを使い、画面上で行うことを踏まえると、裁判官の審理判断や当事者の訴訟活動に具体的にどのような影響があり得るか。

- 記録の全面電子化により、裁判官の審理判断の本質的な部分は変わらないものの、当事者の訴訟活動の在り方やそれを踏まえた裁判官の審理判断の具体的な手法については様々な影響が生ずるとして、プラス・マイナス両面について、以下のような意見が出された。
- ◆ 記録電子化のプラスの影響としては、①複数の裁判官や書記官が同時に記録を閲覧できるようになるなどデータによる記録管理による事務の合理化・省力化が期待できることや、②当事者作成のデータの利活用が容易になり、当事者との共同作業や認識共有等が行いやすくなること、③モニターの複数使用や検索機能の活用により、複数の準備書面の比較対照による検討や、必要な情報へのアクセスが容易になることなどが挙げられた。
- ◆ 記録の電子化のマイナスの影響としては、①当事者の書面提出コストが下がるため、取捨選択が不十分なまま大量に書面が提出されるおそれがあること、②内容を見るためには一つ一つのファイルを開いて確認しなければならないほか、大部の書面をディスプレイ上で精査をすることは容易でなく、紙記録のように付箋をつけて重要な部分だけを見返すといったことが難しくなるなど、総じて記録検討の負担が大きくなることなどが挙げられた。

もっとも、既に書面を電子データで提出させる取組を試行している府からは、現状ではデータが大量に提出されるという事態は生じておらず、全体としてはプラスの影響の方が大きいのではないかという意見があった。

2 フェーズ3によって生じ得る影響を踏まえてどのような審理判断を目指すべきか

上記1での議論を踏まえ、記録が全面電子化された場合には、フェーズ3に向けて裁判所としてどのような審理判断を目指すべきか。

- 従前のプラクティスは過度に緻密で負担の重いものになっていたのではないかとの認識から、フェーズ3に向けて、デジタル化を生かして審理判断の在り方を合理化・効率化し、核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指す必要があるという方向性が共有された。

- ◆ これまでの民事訴訟のプラクティスについては、①序盤の審理の段階では当事者に自由に主張させる形で進められることが多く、主張や証拠が随時提出されていたため、判断に不要な主張や証拠が未整理なまま記録化されていてこと、②参照すべき情報が一元化されずに記録の様々な箇所に散在していたため、裁判所が何度も繰り返し記録を見なければならなかつたこと、③紛争の実相に迫る裁判を目指すという点が強調されるあまり、争点整理の中盤の審理が重くなりすぎたり、重箱の隅を突くような審理がされ、記録が肥大化しがちであったこと、④判決において、何をどこまで説示すべきかの明確な共通認識が十分に得られていなかつたこと等が指摘された。

これらを背景として、審理の骨格となるべき中心的な争点から離れて主張立証が拡散し、争点と関連性の薄い主張や証拠の応酬が続き、審理の終盤になって裁判官が厚い記録を読み込み、判断に必要な主張と証拠を探し出さざるを得ないなど、過度に緻密で負担の重い審理判断がされていたのではないかという問題意識が示された。

- ◆ フェーズ3において目指すべき方向性としては、上記1で議論されたような現状認識を踏まえ、これまでのプラクティスを合理化・効率化していく必要があるとの認識で一致し、当事者との適切な役割分担を行いながら、参照すべき重要な情報を一元化するとともに、記録が無用に大部にならないよう留意するなど、いわば骨格のしっかりしたぜい肉の少ない筋肉質な審理判断（核心を捉えたコンパクトな審理判断）を目指していくことが重要であるという方向性が共有された。

そのためには、例えば、①序盤の口頭協議において、当事者との間で争点を言語化して共有し、その後は確認した争点に沿って、関連する重要な間接事実等の主張立証をさせることにより主張や証拠の拡散を防止すること、②参照すべき情報が記録の様々な箇所に散在していると記録を検討する際に負担になるため、重要な情報を集約して一元管理することを目指すこと（例えば、当事者に時系列表を作成してもらい、当事者主導で加筆修正していくことや、序盤の口頭協議で確認した争点との関連性を明示させ、争点単位での

主張・証拠の集約を行うこと等) が重要であることが指摘された。

- ◆ さらに、このような審理判断の合理化・効率化の方向性と裁判の質との関係についても議論がされた。

この点については、①当事者に対し、証拠を吟味してそれに基づく主張を行う機会を与え、その主張立証に基づき判断する以上、ラフジャスティスには繋がらないこと、②事件の規模等に応じて合理的な期間内に審理を遂げることも裁判の質として重要な要素であるところ(序盤の口頭協議において、当事者との間で、審理期間に関する意向や見通しを協議することも考えられる。)、審理判断の合理化等は審理期間の短縮に繋がること、③デジタル化後の判決においては、文章化しにくかった内容をデータの活用により分かりやすく説示することが容易になり、判決の質が高まることも期待されること等が指摘され、全体として裁判の質の向上に繋がることに異論はなかった。

第2 目指すべき審理判断を実践する上でのあい路とその克服策

第1で議論された目指すべき審理判断(核心を捉えたコンパクトな審理判断)は、現在実現できているか、実現できていないとすれば、どの部分か、その原因は何か。あい路を克服するためにどのような方策が考えられるか。

- 現状において、核心を捉えたコンパクトな審理判断は必ずしも実現できていないという認識が共有された。その原因については、①「紛争の実相」の意義の誤解、②控訴審で不足を指摘されることへの不安、③経験不足による事件の見通しを持つことの困難、④裁判官の意識や裁判所の文化等が指摘され、それらに対する克服策等が議論された。

- ◆ ①「紛争の実相」の意義の誤解については、法的結論とは関係のない紛争の実態や主張や証拠に現れない「真相」に入り込むよう求められると誤解され、肥大化した審理が行われているのではないかという指摘が複数あった。

この点については、紛争の実相を捉えた審理は、主要事実レベルの争点を把握し、当該主要事実の認定判断との関連性を意識しながら、間接事実について深堀りして審理していくべきことを指摘したものに過ぎないことが高裁の協議員からも明確にされたほか、「紛争の実相」という言葉の不明確性ゆえに、客観的には争点の判断に必要な主張立証が出そろっていても、審理を打ち切ることに抵抗を感じる裁判官もいると考えられることから、「民事訴訟の審理判断はこの程度行えば良い」というコンセンサスを共有できることが望ましいとの意見があった。

- ◆ ②控訴審で審理判断の不十分性を指摘されることへの不安については、高裁からの指摘を過度に意識して網羅的な審理をしたり、結論を左右しない主張まで取り上げたりしているのではないかという指摘もあった。

この点については、高裁の協議員から、控訴審判決での補正は原審の審理判断に不足や誤りがあるために行われるとは限らず、控訴理由に対応するための加筆修正であることもあるため、過度に意識する必要はなく、争点に絞った効率的な審理をすれば十分であるという意見が複数あった。また、最近は、高裁においても、審理の効率化を図る観点から、原判決を一字一句見直すよりも、大きな視点で事件全体を見て結論に誤りがないかを重視しているという紹介もあった。

- ◆ ③経験不足による事件の見通しを持つことの困難については、代理人に対し、分からぬことがある場合は率直に伝えたり、参考文献を尋ねること等も考えられ、気楽に取り組むことが重要であるという指摘があった（裁判所内の知の承継・共有については、協議事項3参照）。
- ◆ ④裁判官の意識や裁判所の文化については、行き過ぎた完璧主義により審理判断が過度に緻密化しているのではないか、裁判官が負担を負うことを是とする意識や文化を変えていく必要があるのではないかという意見があった。

第3 代理人弁護士にとってのメリットとそれらを共有するための取組

核心を捉えたコンパクトな審理判断を実現するには、代理人弁護士の理解と協力が不可欠であるが、代理人弁護士にとっては主張立証が制約される面もあるため、どのように協力を求めていくかを考える必要がある。そこで、上記のような審理判断について、代理人弁護士にどのようなメリットがあるか、どのようにすれば効果的に浸透させることができるか。

- 核心を捉えたコンパクトな審理判断に向けて弁護士の協力を得るために、こうした審理判断の手法について弁護士にもメリットがあることを十分に体感してもらうとともに、裁判所と弁護士会との間の協議会等において相互理解を深めるなど、組織的な取組が必要であるとの意見で一致し、以下のような意見が出された。
- ◆ 弁護士の協力を得るために、弁護士が、結論を左右しない主張立証や証拠の裏付けのない主張を行う原因や、その背景にある行動原理を理解する必要があるという指摘が複数あった。そして、その原因としては、①依頼者の意向による場合のほか、②裁判官の心証が分からず念のため主張をしておく場合があるとの指摘があった。

①の場合は、弁護士として主張の絞り込みに応じることは困難であるとの意見がある一方、このような場合でも、口頭協議において主要な争点についての裁判所の認識を共有することは、弁護士が当事者本人と協議する契機となるため意義があるとの意見があった。また、②の場合は、弁護士としても、裁判官の理解や心証が分かれば、力点を置くべき部分が分かり、効率的な主張立証を行うことが可能になるため、序盤の口頭協議の実施は弁護士にとってもメリットがあるという意見があった。

また、いずれの場合も、弁護士の作成する準備書面の内容を変えてもらうことは難しいとしても、裁判所が枠組みを示して、準備書面を加工した二次的な書面を作成するという方向であれば、協力を得られやすくコンパクトな審理判断に繋がるとの指摘もあった。

- ◆ 裁判所の審理運営改善の取組に关心のない弁護士もいるため、このような弁護士層をどのように巻き込んでいくかが重要であり、個別事件における成功体験の積み重ねが有用であるという指摘があったほか、裁判所と弁護士の相互理解の促進のため、弁護士会との間の協議会の場等の活用や、メリットを整理した上での組織的な発信が重要であるとの指摘もあった。

協議事項 2 争点整理の各種手法の共有

第1 序盤の審理手法の効果検証

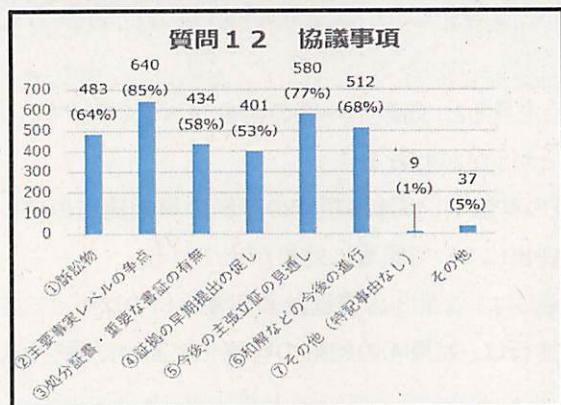
序盤の口頭協議について、審理の実情アンケート（以下「アンケート」という。）の結果分析を参考にしつつ、どのようにすれば、過度の負担感なく効果的に序盤の口頭協議を行うことができるか。実践が進まない面があるとすればその原因と克服策は何か。

1 協議事項の選択

アンケート結果

※ 次ページへ。

● 序盤の口頭協議で協議する内容(アンケート6頁・質問12)



- 「主要事実レベルの争点」を選択した裁判官が85%と最多。

- 他の事項も、半分を超える裁判官が協議事項としている。

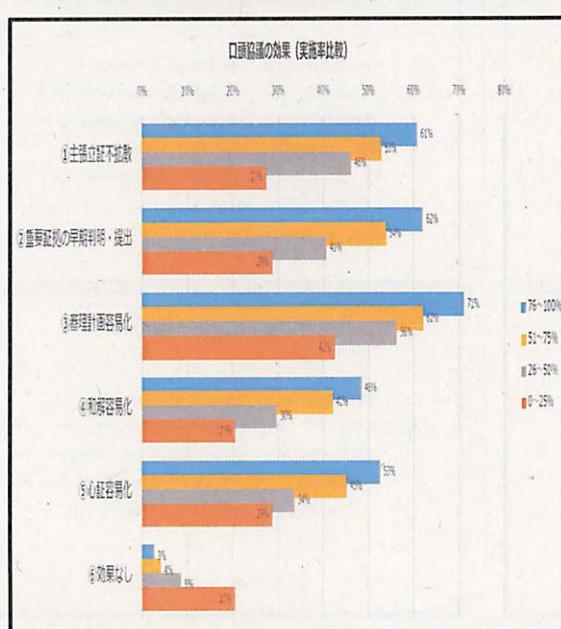
● 効果(アンケート6頁・質問13)



- 審理が漂流しにくくなるという効果を実感している裁判官が多い。

- 序盤の口頭協議にあまり効果を感じないと回答したのは6%。

● 口頭協議の実施率と効果の実感を掛け合わせた結果(アンケート9頁)



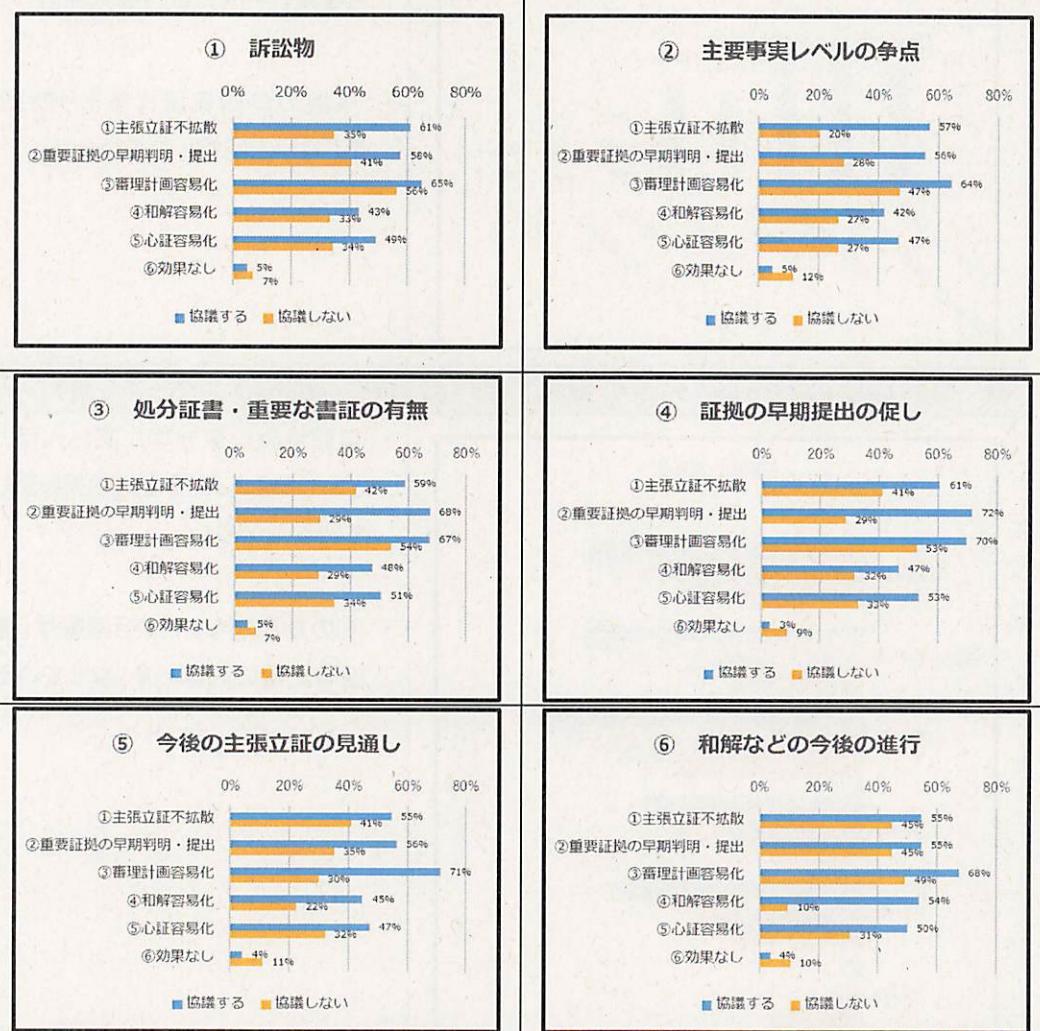
- 口頭協議の実施率が高い人ほど、①から⑤の積極的効果を感じている人が多い。

- ⑥の効果がないという回答は、実施率が低い人ほど多くなっている。

● 協議事項ごとの、協議をすると協議をしないとの各効果の回答割合の比較(アンケート10頁)

- 協議事項②の主要事実レベルの争点を見ると、効果①～③の割合が大きく伸びており、審理の漂流を防止する効果があることがうかがわれる。
- 協議事項③の処分証書・重要な書証の有無や、協議事項④の証拠の早期提出の促しは、効果②の重要証拠の早期判明・提出について顕著に効果が出ている。
- 協議事項⑤の今後の主張立証の見通しは、効果③の審理計画容易化につながっており、協議事項⑥の和解などの今後の進行は、効果④の和解の容易化で高い効果を出していることがうかがわれる。

※ これらの図は、他の協議事項についてどのような協議をしたかの条件を一致させずに各協議事項を協議した場合と協議をしない場合を比較をしているため、正確な比較ではなく、大まかな傾向を把握する性質のものである。



序盤の口頭協議の対象は複数考えられるが、負担なく効果的に口頭協議を実施する観点から、基本的にどの事件でも協議した方がよい事項と、事案に応じて協議すべき事項をどう使い分けるか。

① 訴訟物

訴訟物を最初に確認する人もいれば、特に明示的に議論しない人もいるものの、経験したことのない事件類型等で審理の進め方に迷う場合等には、訴訟物を強く意識して審理することが有用であるという指摘があり、事案に応じて協議事項とすべきであることが確認された。

② 主要事実レベルの争点、今後の主張立証の見通し

主要事実レベルの争点は、基本的にどの事件でも協議すべきであることに異論はなく、主張立証責任を意識して協議を行うと心証を取りやすくなり、効果的であるという意見があった。

今後の主張立証の見通しも、大まかな審理予定（直接証拠型なのか間接事実型なのか、書証があるのか人証しかないのか等）を把握するために有用であり、基本的にどの事件でも確認するとの意見が多かったが、代理人がどの程度事案を把握しているかにもよるので、無理のない範囲で確認すべきであるという指摘もあった。

③ 重要な書証の有無、早期の証拠提出の促し

早期に中心的争点を見極め、主張の空中戦を防ぐ効果があることから、基本的にどの事件でも協議するという意見が多く、民訴規則79条4項により、準備書面には証拠を引用する必要があることを説明すると、代理人弁護士から特に抵抗なく証拠を提出してもらえるという工夫例の紹介があった。

④ 和解等の今後の進行

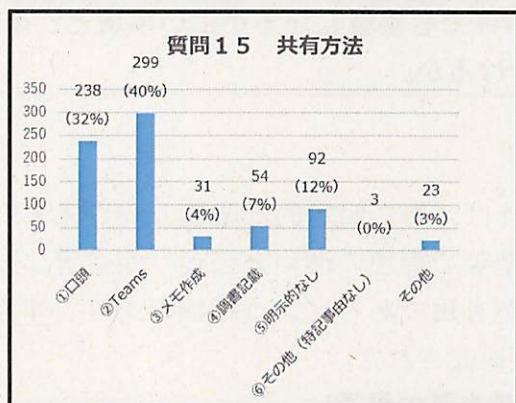
和解については、必須の協議事項とはしていないとの意見が多かったが、話を持ち掛けると、実は和解の希望があることが分かり早期に解決することがあるとの意見や、聴取のタイミングも含めて問い合わせをすれば反発を招くことなく代理人の意見を把握できるという指摘があった。

2 結果の共有の有無や共有する内容

アンケート結果

※ 次ページへ。

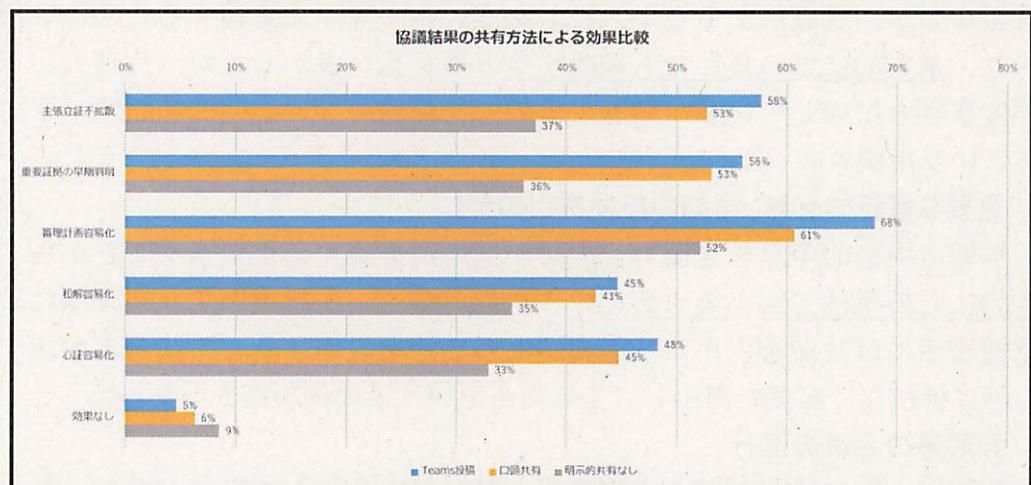
● 口頭協議の結果の共有方法(アンケート6頁・質問15)



- 口頭協議の結果を、②Teams で投稿するが40%、①口頭で確認するが32%、⑤明示的には共有しないが12%であった。

● 口頭協議の結果の共有方法と口頭協議の効果を掛け合わせた結果(アンケート11頁)

- 口頭協議のいずれの効果についても、結果を Teams で投稿する人が最も効果を感じやすく、次いで、口頭で確認する人、明示的に共有しない人という順になっている。



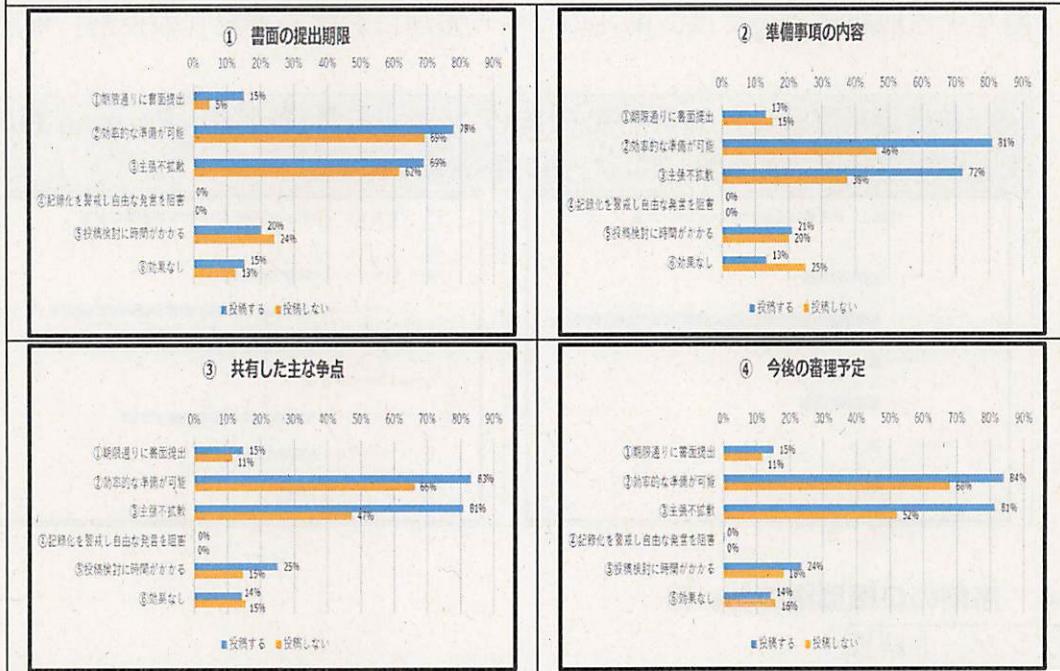
● Teams 投稿で何を記載するか(アンケート7頁・質問17)



- Teams 投稿等で主な争点を共有しているのは388人。今後の審理予定を共有しているのは340人。
- 序盤の口頭協議で、②主要事実レベルの争点を確認する人が640人、⑤今後の主張立証の見通しを確認する人は580人なので、これらを Teams 投稿等で共有するのは、そのうち約6割にとどまっている。

● 投稿等の記載内容と効果を掛け合わせた結果(アンケート13頁)

- ②「準備事項の内容」、③「共有した主な争点」、④「今後の審理予定」を投稿することにより、②「効率的な準備が可能」や③「主張不拡散」といった効果があることがうかがわれる。



口頭協議の結果をどのように共有すると序盤の口頭協議の効果を上げることができるか。負担との兼ね合いはどうか。

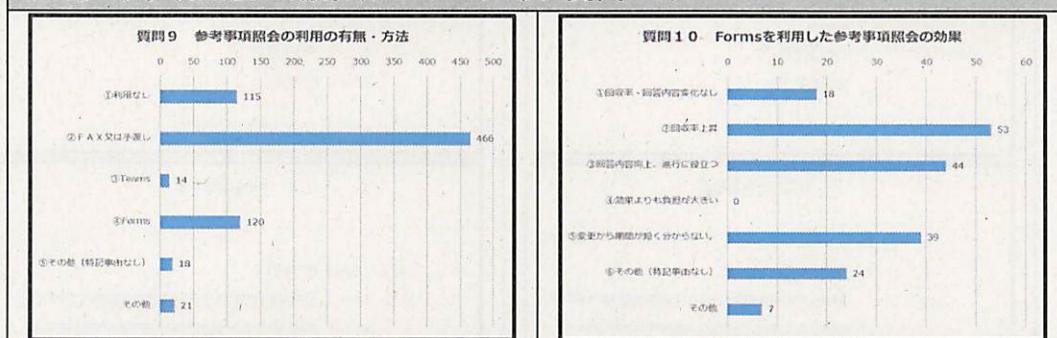
- 裁判官と代理人との理解の齟齬を防ぎ、序盤の口頭協議の結果を中終盤に繋げる必要があることに照らすと、口頭協議の結果を明示的に代理人に共有する必要があるという点については異論がなく、負担との兼ね合いについて、以下の意見が出された。

- ◆ 少なくとも主要事実レベルの争点は Teams 上で共有することが有益であるという意見が多かったが、投稿には相応の負担もあることから、手持ち事件数や書記官の立会の有無、誰が投稿するか等を考慮して、口頭と Teams を使い分けているという意見もあった。
- ◆ 費用対効果の点では、投稿を手控えとして利用して情報を一元化し、書記官とも共有することで、トータルの手間は減らしているとの意見が多かった。

3 参考事項聴取

- アンケート5頁・質問9によると、Formsを利用して参考事項照会を行っている者が120人であり、質問10によると、Formsの活用によって、回収率が上がったり、回答の内容が増えたりするなど一定の効果が出ていることがうかがわれた（その他、書記官が参考事項聴取を端緒として争点整理に関与する取組については、第4の「争点整理における書記官の役割」参照）。

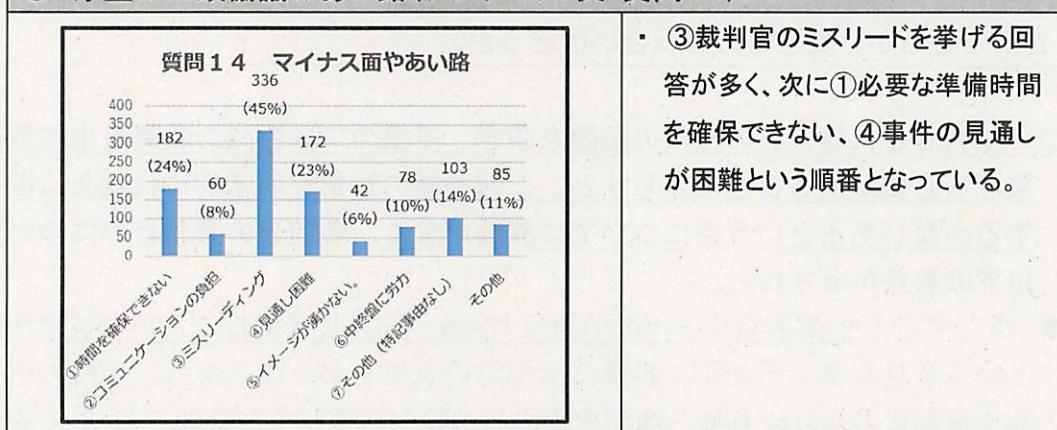
● 参考事項照会の利用の有無・方法(アンケート5頁・質問9)、Formsを利用した参考事項照会の効果(アンケート5頁・質問10)



4 序盤の口頭協議のあい路

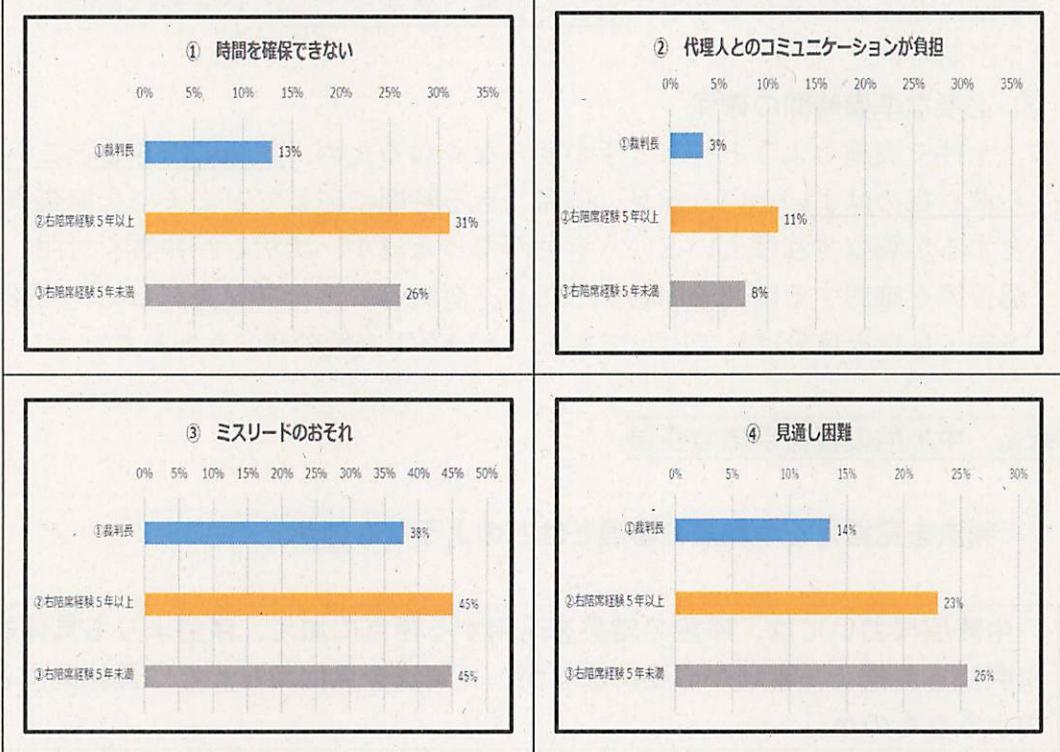
アンケート結果

● 序盤の口頭協議のあい路(アンケート6頁・質問14)



● 序盤の口頭協議のあい路と経験年数の掛け合わせ(アンケート12頁)

- 特に①時間の確保と④見通し困難については、裁判長より右陪席に悩みが多いことが分かる。



序盤の口頭協議のあい路としてアンケートで多く挙げられていた、①裁判官のミスリード、②事件の見通しが困難、③必要な準備時間を確保できないといった点についてどのように対応するか。

○ あい路への懸念は、序盤の口頭協議を重く考え過ぎであり、もっと気楽にやればよいとの意見が多数であり、具体的な対応策については以下の意見が出された。

① ミスリードのおそれ

ミスリードの例としては、①筋の悪い主張について明確化を求める説明を重ねて争点が拡散してしまう場合、②序盤で終局結果を見通そうとしたり、争点を固めようと無理をしてしまう場合、③序盤で示した道筋にこだわり過ぎて柔軟に軌道修正できない場合などが挙げられたが、序盤の口頭協議は、主要事実レベルの争点、重要な書証の有無及び今後の主張立証の予定を確認することで足り、間違ったらその都度修正すれば十分であり、そうすれば、ミスリードに繋がることはないことに異論はなかった。

② 事件の見通しの困難

未経験の事件類型は審理の方向性を見定めるのが難しいとの悩みに対しては、訴訟物と要件事実を意識した審理をしていければ自ずと間接事実も重要なものの絞られていくという指摘があったほか、分からぬ点や参考文献等は率直に弁護士に尋ねるなど、もっと気楽に考えてよいのではないかという意見があった。

③ 必要な準備時間の確保

全件で実施しようとすると手が回らなくなるため、気楽にできるところから取り組めばよいという意見、確保できる時間に応じてどこまでを協議事項とするか調整すればよいという意見があったほか、訴状と答弁書を対照して認否等を確認する時間を節約するため、訴状等のデータを共有して、否認・不知・自白を色分けして出してもらうという工夫例の紹介もあった。

第2 中終盤の審理手法の整理

1 判決を見据えた中終盤の審理とはどのようなものか。

中終盤においては、序盤の結果を活用する視点に加え、序盤よりも具体的に判決を見据えた審理が必要になるが、「判決を見据えた」とは具体的にどのようなものか。

- 「判決を見据えた」中終盤とするために、①判決に必要な範囲で主張立証を出させること、②当事者と判断対象を確認・共有することが重要であることには異論がなく、以下の意見が出された。
 - ◆ 中終盤でなすべきことは、序盤で確認した主要事実レベルの争点について、間接事実レベルに掘り下げるることであり、その際、ゼイ肉が付かないよう、判決の結論や理由の道筋を意識しながら、判断に必要十分な間接事実や証拠をそろえていくことが重要である。
 - ◆ 当事者と判断対象を共有するため、中心的争点とこれを裏付ける重要な間接事実・証拠を確認しながら、議論を收れんさせていくことが肝要である。

2 効率的な主張整理の進め方

序盤の口頭協議で審理の土俵を設定しても、それと無関係に中終盤の審理が行われては意味がないところ、序盤の成果をどのように中終盤に生かしているか。主張の拡散を防止するためにどのような工夫をしているか。

- 序盤で設定した土俵を上手く生かして、中終盤の整理に労力をかけずに済むよう
にすることが理想であるとの意見が多く、そのための工夫例が紹介された。
 - ◆ 序盤で確認した争点を当事者に繰り返し示し、主張立証が拡散しないよう
にグリップしている。
 - ◆ 準備書面の項目建てを序盤で共有した争点に統一する。その上で、毎回の
準備書面で主張の追加がなくても全項目を記載してもらうことにより（新た
に記載することがなければ「従前の主張のとおり」とする。）、記載事項がど
の争点に関するものなのかを分かりやすくする。
 - ◆ 序盤で確認した争点について、争点と重要な証拠、証明事項を簡単にまと
めた骨子メモを共有しながら、中終盤の整理をする（作成の負担があるため、
事案を選択する。）。
 - ◆ 争点や主張立証が定型的な事案（交通、労働等）では、準備書面の提出に
代えて、序盤で確認した争点ごとの主張対比表を作成する。
 - ◆ 主張に必ず証拠を引用させ、記載がなければ人証で立証予定と理解すると
伝え、裏付けのない主張を防ぐ。

3 証拠の整理の在り方

早期に重要証拠・ベストエビデンスが提出されれば、審理計画も立てやす
く、心証も取りやすいように見えるが、こうしたプラクティスが広まりにく
い当事者側の原因はどのようなもので、どのような対応策が考えられるか。

- 早期の証拠提出の促しは一部の裁判官が行うのみでは効果が上がらないた
め、庁全体で取り組む必要があることを共有した上で、これが実現しない原
因及び対応策を議論した。
 - ◆ ①代理人の知識不足の場合は、裁判所から、当該類型では通常こういう証
拠があるのではないかと指摘することが有益であることに異論がなかった。
 - ◆ ②訴え提起前の証拠収集が不十分な場合は、早期提出を依頼するしかない
が、場合によっては、中終盤の段階で主張整理に注力することが考えられる
との意見があった（後記5参照）。
 - ◆ ③訴訟戦略として早期提出しない場合は、裁判官の心証形成時期が弁護士
が思うより早いことを伝え、証拠提出の必要性を説明すると提出に応じても
らいやすいという意見があった。

争点と関連性が薄い証拠が提出される事態を避けるために、どのような工夫が考えられるか。

○ 関連性が薄い証拠の提出を放置すると、他方も同様の行動に走り拡散するので、争点との関連性を代理人に意識してもらうことが重要であることに異論はなく、その工夫例が紹介された。

- ◆ 大量の証拠提出が予定されている場合には、先に当事者間で要否を協議してもらい（場合によっては Teams で共有して裁判所も交えて協議を行い）、必要な範囲に絞って提出させる。
- ◆ 関連性の薄い証拠については、裁判所から当該証拠を重視していないことをその都度伝えていく。
- ◆ 証拠説明書に証拠と争点の関連性を具体的に明示するよう働きかけ、抽象的な立証趣旨しか記載できない証拠の提出を防ぐ。

4 判断対象の共有の方法（争点メモ、要約書面、一覧表、時系列等）

協議事項 1 で議論したとおり、記録の全面電子化を見据えると、判断対象が最終的にまとまった形になっていることが重要であるが、情報集約は負担もある。判断対象の共有の在り方として、多くの裁判官が多くの事件で実践できる汎用性の高い方法はどのようなものか。

○ 情報集約書面は、費用対効果を踏まえて事案を選び、かつ、当事者の力も借りて作成すべきことを前提としつつ、その具体的方法について議論された。

① 争点骨子メモ

争点骨子メモは、事件類型を選ばず、序盤の争点確認後から作られる事件が多いが、Teams 投稿で簡単に済ませる事案もあるとの紹介があった。

② 一覧表

一覧表が活用できる事案として、①複数の金額が争点となる事案（交通事故、預貯金引出、使途不明金等）、②行為が多数で、事実と評価を区別して整理すべき事案（名誉棄損、ハラスメント、投資勧誘等）、③事実経過が長期にわたる事案、④考慮要素が類型的でき、各要素ごとに当事者の主張を対比することが有益な事案（管理監督者性が争われる事案等）が紹介された。

当事者との役割分担については、内容は当事者に記入してもらうことになるが、一覧表が肥大化しないように、フォーマット・項目・記載例は裁判官が作成し、適切にグリップすることが必要であることに異論はなかった。

作成時期は、序盤で争点を確認したら作成し始めるという意見と、ある程度主張立証が出そろった段階で作成するという意見があった。

③ 時系列表に代わる証拠説明書

作成年月日欄にソート機能を格納し、時系列で証拠の並び替えができる証拠説明書の書式を弁護士会と共同で作り、立証趣旨に「…が…した事実」と記載してもらうことで時系列表代わりにできるとの工夫例が紹介された。

5 序盤で審理の土俵を設定することが難しい事案の対応

序盤の口頭協議は多くの事件で実践できる汎用性の高い手法であるが、アンケートでは、中終盤に労力をかけた方が効率的であるという回答もあった。序盤で審理の土俵を設定することが難しい事案とはどのような事案か。

以下の意見が出された。

- ①証拠が偏在し、原告が全容を掴めていない事案（医療過誤、労災、使い込み等）では、原告に主張の特定を求めるに、仮定的な主張が積み重ねられるなどして主張が拡散しがちであるので、被告の対応も見ながら、ある程度審理が進んでから主張の特定や明確化を求めることがやむを得ない。
- ②特殊な業界の事案で業界に関する知識が必要な場合（太陽光発電関連事件等）は、ある程度主張をしてもらった上で、当該業界に関する知見を有する者（会社担当者等）の説明を聞く機会を設けたり、当該業界の専門知識を有する専門委員を関与させるとスムーズに進む。

序盤で審理の土俵が設定できない事案において、中終盤以降に主張立証を中心的争点に向けて收れんさせるには、どのような手法が考えられるか。

以下の意見が出された。

- 主張が複雑で事案の理解が困難な場合は、①代理人にパワーポイントの作成を求めて説明会をしてもらったり、②関与した担当者や代表者に出頭してもらって労働審判方式で膝詰めの協議をしたりすることが有用である。
- 主張が拡散しているような場合は、①いったん立ち止まって当事者に要約書面を提出させ、收れんのきっかけとしたり、②裁判所が暫定的心証開示をしながら、当事者の主張立証が勝敗とどう繋がっているかを代理人に意識してもらったりすることが考えられる。

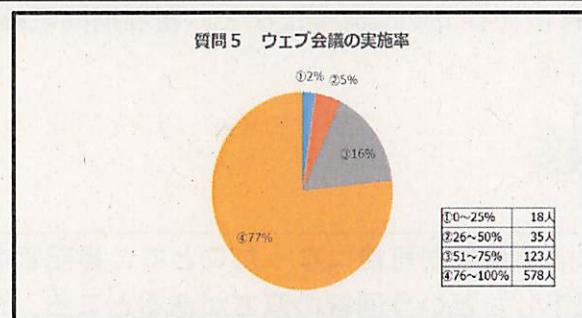
厚い記録を引き継いだ場合における効率的な記録検討の手法としてどのようなものがあるか。

- 裁判官の異動は不可避なので、前任者も後任者も効率的な引継ぎを意識することが重要であることを前提に、工夫例が議論された。
- ◆ **前任者の工夫**としては、①引継メモに、優先して検討すべき事件や特筆すべき争点を記載しておくこと、②序盤で確認した争点に沿った主張書面を当事者に提出してもらい、引継ぎにそのまま活用することなどが紹介された。
- ◆ **後任者の工夫**としては、①裁判官交代のタイミングで、口頭協議や説明会を実施し、今後の進行も含めて当事者と認識共有を行うこと、②主張の変更が多い事案では、最新の主張を前提とする要約書面を作成してもらうこと、③中途半端に無理をせずに二周目の検討に回したり、大型事件は思い切って期日を取り消すなどして、時間を確保することなどが紹介された。

第3 ウェブ会議による争点整理手続の在り方

アンケート結果

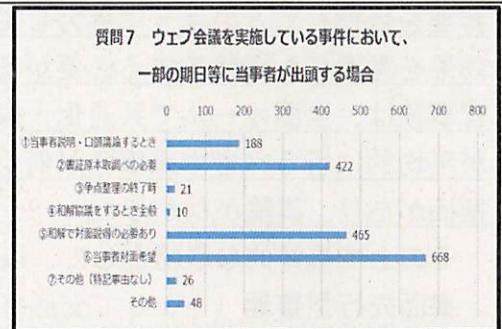
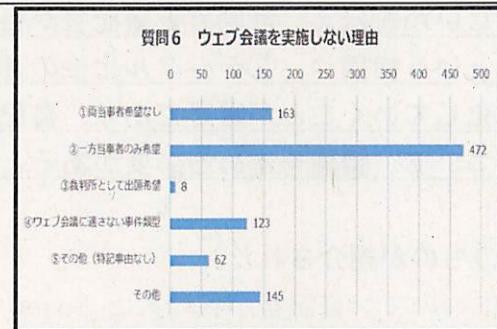
● ウェブ会議実施率(アンケート4頁・質問5)



- 双方代理人が選任され、争点整理を行っている事件のうち、75～100%の事件についてウェブ会議で審理を進めているという回答者が77%であり、ウェブ会議が幅広く利用されている。

● ウェブ会議の活用場面(アンケート4頁・質問6、7)

- 質問6によれば、ウェブ会議を実施しない理由の圧倒的多数が、当事者側がウェブ会議を希望しなかったというものであり、質問7によれば、対面実施の理由の圧倒的多数も当事者の希望である。



ウェブ会議を利用した争点整理は完全に実務に定着しているが、当事者の希望以外に、対面との使い分けの判断要素は何があるか（ウェブ会議に「適さない事件類型」として何かあるか。）。

- ウェブ会議の実施に適さない事案として、書証の原本の必要な事案や、和解で膝を突き合わせて議論したい場合などがあるという意見があったが、これ以外はウェブ会議を利用して争点整理をすることに支障はないことに異論はなかった。

ウェブ会議にはどのような効果があるか、期日指定容易化で審理が早くなるという効果まで生じているか。

- ①管轄地域が広い府では、ウェブ口頭弁論の開始によって簡裁控訴事件の期日指定が容易になる、②弁護士の出張が少なくなったことで、全体として期日調整が容易になり、審理期間の短縮につながっている、③遠隔地の専門委員の関与が容易になり、専門的知見を早期に活用できるようになった、④和解のために小刻みに期日を入れられるようになったなど、審理期間短縮に寄与しているという意見が多かった。

第4 争点整理における書記官の役割

アンケートでは、ウェブ会議による整理が可能になったことで、書記官の関与が上昇したという回答と、低下したという回答の双方があるところ、ウェブ会議の運用開始後、書記官関与の実情や書記官事務の状況にどのような変化が生じているか。

- 裁判官と書記官の協働に関しては、①裁判官が書記官に対し、どのような審理を目指してどのように協力してほしいかを伝え、裁判官と書記官が目的効果を意識した議論をする必要があるという指摘や、②デジタル化後の書記官事務は、全国オールで共通化・標準化していくことが重要であり、書記官が平均的に行うべき本来事務が何かについて、議論を進める必要があるとの指摘があり、異論がなかった。

その上で具体的な取組として、以下のものが紹介された。

- ◆ 書面先行型審理（主として交通事件について、書記官が代理人と Teams 上でやり取りし、医療機関の送付嘱託や主張・書証の提出期限管理等をしてもらい、裁判官が入る実質的な第一回期日に繋げる運用）の実施により、期日が減り、裁判官の負担軽減に繋がっている。
- ◆ 序盤の口頭協議を充実させるための参考事項聴取の取組として、書記官が和解の意向確認をして、場合によっては裁判官と相談の上で、さらに掘り下げた内容を聴取して和解の道筋をつけたり、対席型の事案では、争点が何か原告代理人に確認して裁判官に橋渡ししたりしている。
- ◆ 争点整理に立会い、裁判官が手続や予定事項を漏らした場合に指摘をしたり、和解に立会い、Teams で代理人と和解条項を調整したりしている。

協議事項3 裁判官相互の知識や技能の承継・共有

第1 知識や技能の承継・共有の必要性

協議事項2で議論した審理手法を適切に使いこなすためには、相応の知識や技能が必要であるが、若手の裁判官がどのような点で事件処理に悩みを持っているか。

- 若手裁判官が知りたいのは、裁判例や文献に書かれていない暗黙知であるとの意見が多く、具体的には、①相場観（事件類型ごとの審理期間や期日回数の目安、事件処理の見切りの付け方（証拠調べの要否、弁論終結の時期・可否等）、事実認定のレベル感や損害賠償額・慰謝料額等の見立て、）②和解の技能（記録で確認しておくべきポイントや説得の技法）、③イレギュラー・レアケースへの対応方法（過去例の検索）、④事件全体のマネジメント手法等が挙げられた。
- そのほか、⑤プラクティスが確立していない新たな制度についての他庁の取組例、⑥各人の手控えメモや判決起案のフォーマット、⑦部総括世代の失敗談、⑧口頭協議や心証開示の具体的手法もニーズとして挙げられた。

第2 裁判官の間で知識や技能の承継・共有を行う方法

上記ニーズを踏まえて、現在、部や庁でどのような対応がとられているか。
M365の活用例はあるか。

- 知の承継・共有を行う場としては「部」「庁」「裁判所全体」と様々なものがあり、役割も異なるところ、各階層での工夫例について議論された。
 - ◆ 部内の承継・共有としては、個別の事件処理や文献等に載っていない暗黙知に關し、部総括や経験のある右陪席が相談に乗るほか、裁判長が合議事件において見本を見せるよう意識しているといった意見が多かった。
 - ◆ 庁内での共有としては、①複数の裁判官の声を聴くために、右陪席の事例検討会を実施しているという例、②本庁と支部の民事単独担当裁判官全員を交えて擬似合議・拡大合議をしているという例、③専門訴訟について庁内の経験者に問い合わせられるよう、各裁判官の経験について情報共有したという例、④審理運営上の注意事項や文献を類型ごとに紹介する資料や、各種の参考決定例集を作成・共有しているという例などが紹介された。
 - ◆ M365やデジタルツールの活用例としては、①地裁管内の右陪席チャットを作成して相談しやすい環境を整えているという例、②庁内の共有フォル

ダに情報共有シートを作成して、そこに質問を書き込むと別の裁判官が回答を書き込むことができるようとしたという例、③同期チャットで、類似例の経験を共有しているという例などが紹介されたが、大人数になるとチームへの投稿がしにくくなる面もあるため、グループの組み方にも工夫が必要であるという意見があった。

以上

令和5年度

民事事件担当裁判官等事務打合せ（令和6年2月21、22日）

協議結果要旨【資料編】

最高裁判所事務総局民事局

配 布 資 料 目 錄

資料1 審理の実情アンケート結果分析

資料2 フェーズ3に向けた準備のスケジュール等

審理の実情分析 結果分析

アンケートの結果と分析の概要

- 本アンケートは、現在民事訴訟事件を担当する地方裁判所の裁判官を対象に、令和6年1月11日～同月31日まで実施され、754名から回答がありました。ご協力ありがとうございました。
- 本結果分析では、本アンケートの全19問の回答結果の単純集計（一部は回答割合も表示）について結果編にまとめた上、単純集計の結果についてクロス分析を行ったものを分析編にまとめています。

本結果分析の内容

【結果編】
セクションI（回答者の職務内容等）・・・3頁

質問1（勤務庁の規模）

質問2（回答者の経験年数）

質問3（回答者の担当業務）

質問4（回答者の配属部）

セクションII（ウェブ会議の実情）・・・4頁

質問5（ウェブ会議の実施率）

質問6（ウェブ会議を実施しない理由）

質問7（ウェブ会議を実施している事件において、一部の期日等に当事者が出席する場合）

質問8（ウェブ会議による整理が可能になったことによる審理の変化）

セクションIII（参考事項照会の実情）・・・5頁

質問9（参考事項照会の利用の有無・方法）

質問10（Formsを利用した参考事項照会の効果）

セクションIV（審理序盤の口頭協議の実情）・・・6頁

質問11（実施割合）

質問12（協議事項）

質問13（効果）

質問14（マイナス面やあい路）

質問15（共有方法）

セクションV（チャット・投稿活用の実情）・・・7頁

質問16（期日後のチャット・投稿による結果共有）

質問17（チャットや投稿の記載内容）

質問18（期日の結果共有の効果）

質問19（期日間準備におけるチャット・投稿の利用場面）

【分析編】

① ウェブ会議実施率×庁の規模（質問1×質問5）・・・8頁

② 口頭協議実施率×口頭協議の効果（質問11×質問13）・・・9頁

③ 口頭協議の協議事項×口頭協議の効果（質問12×質問13）・・・10頁

④ 口頭協議の効果×口頭協議の結果共有の有無・方法（質問13×質問15）・・・11頁

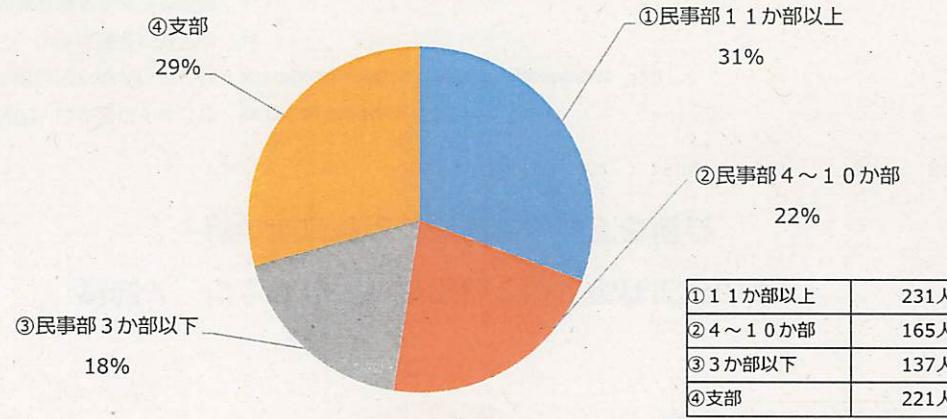
⑤ 口頭協議のあい路×経験年数（質問2×質問14）・・・12頁

⑥ 投稿等の記載事項×投稿等の効果（質問17×質問18）・・・13頁

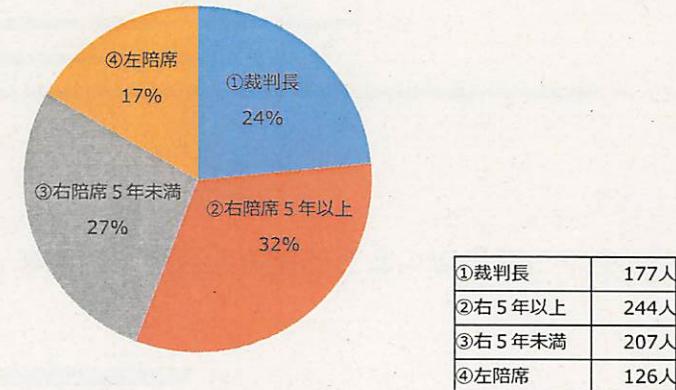
【添付資料】

審理の実情アンケートの質問項目・・・14頁

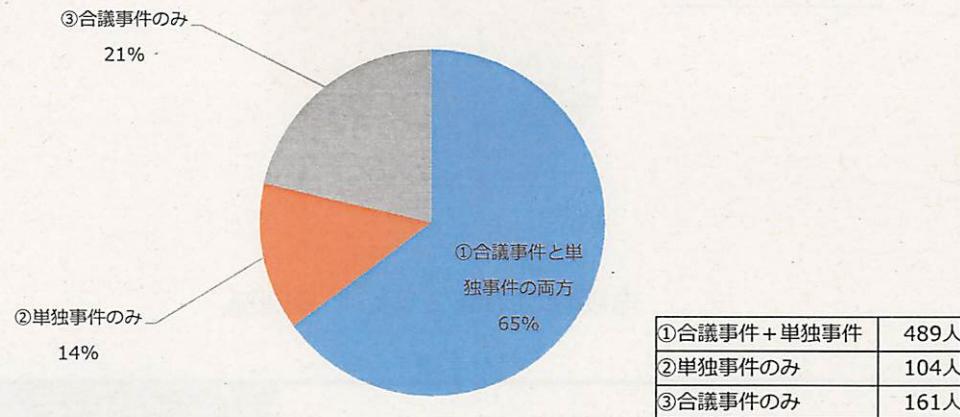
質問1 勤務庁の規模



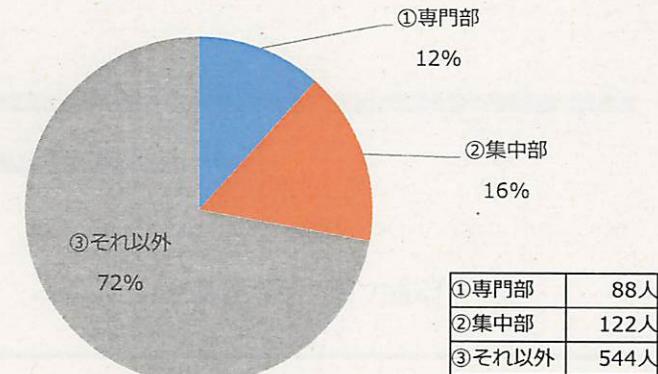
質問2 回答者の経験年数



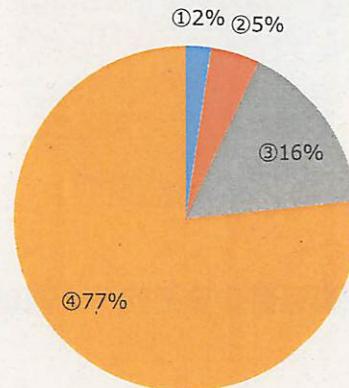
質問3 回答者の担当業務



質問4 回答者の配属部

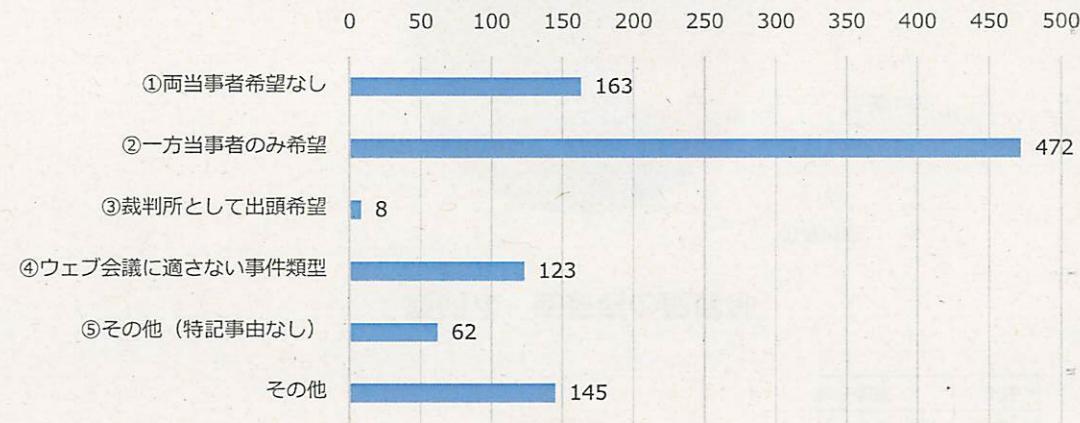
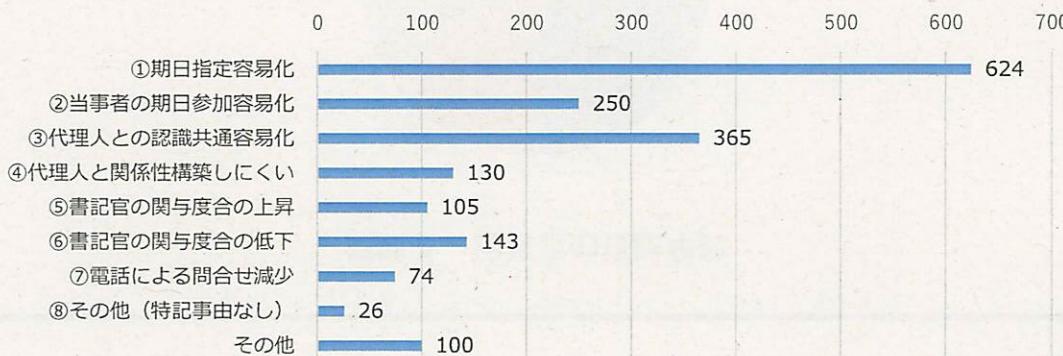


質問5 ウェブ会議の実施率



①0~25%	18人
②26~50%	35人
③51~75%	123人
④76~100%	578人

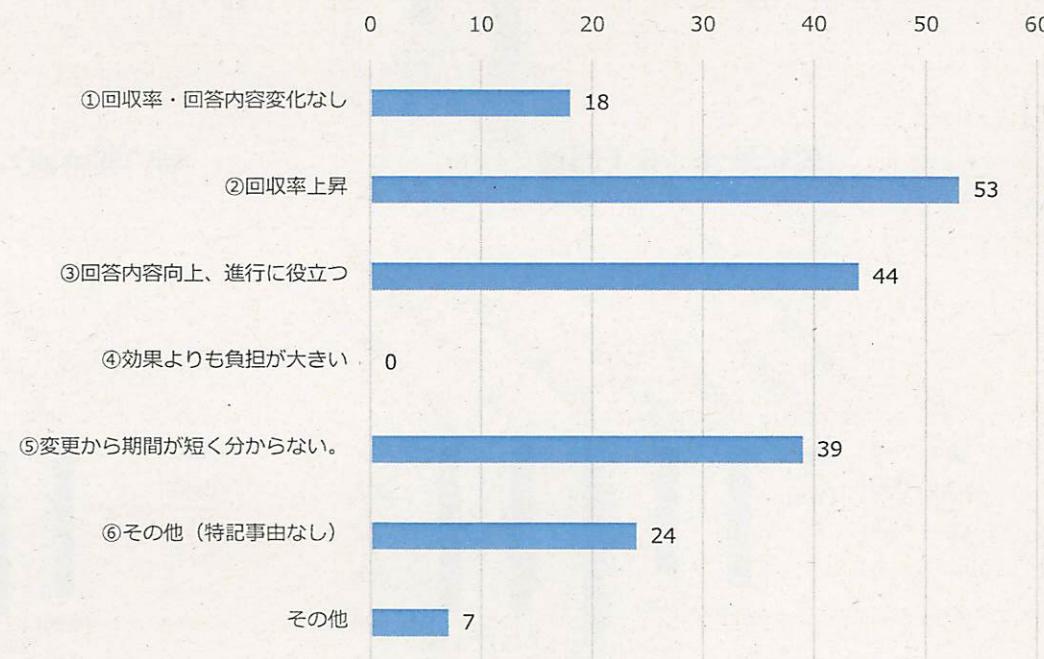
質問6 ウェブ会議を実施しない理由

質問7 ウェブ会議を実施している事件において、
一部の期日等に当事者が出席する場合質問8 ウェブ会議による整理が可能になったことによる
審理の変化

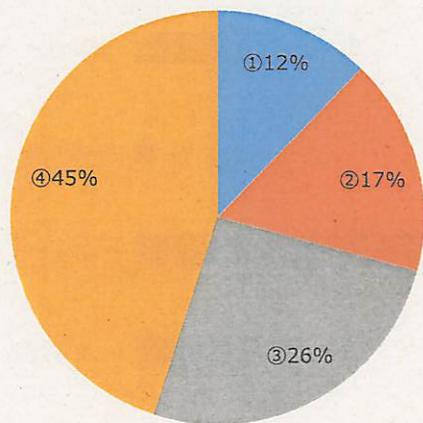
質問9 参考事項照会の利用の有無・方法



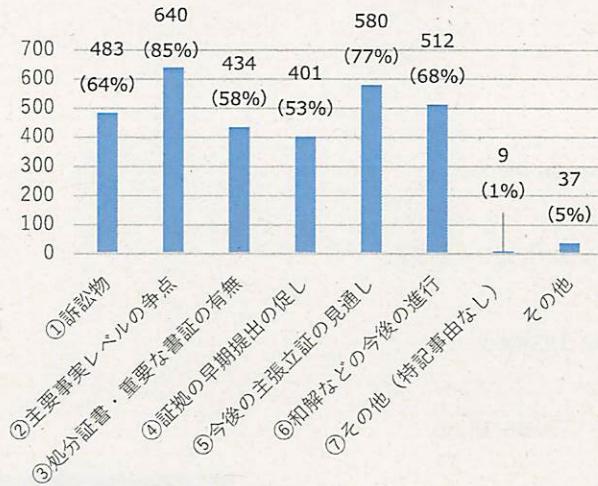
質問10 Formsを利用した参考事項照会の効果



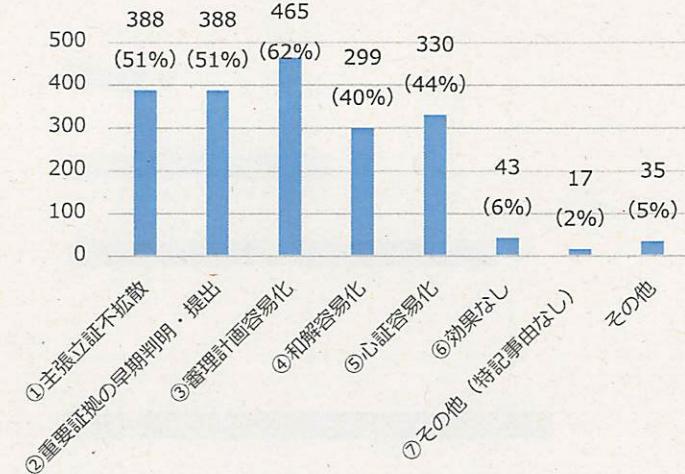
質問11 実施割合



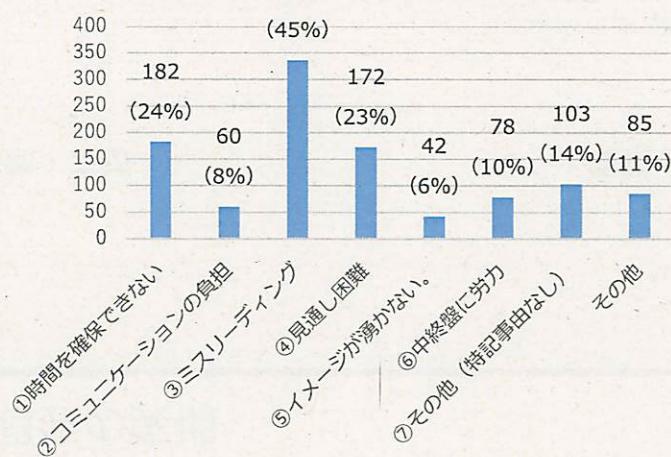
質問12 協議事項



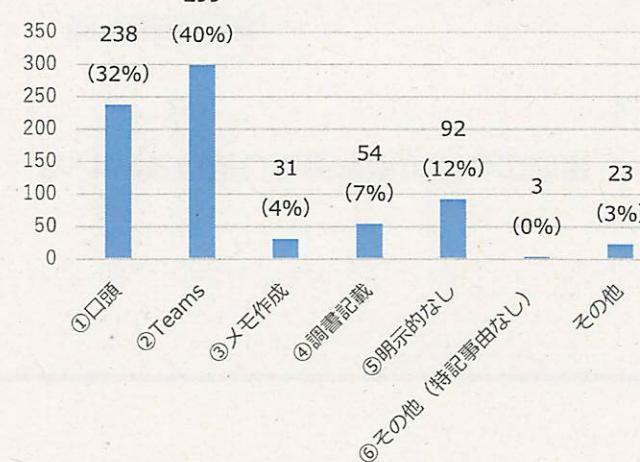
質問13 効果



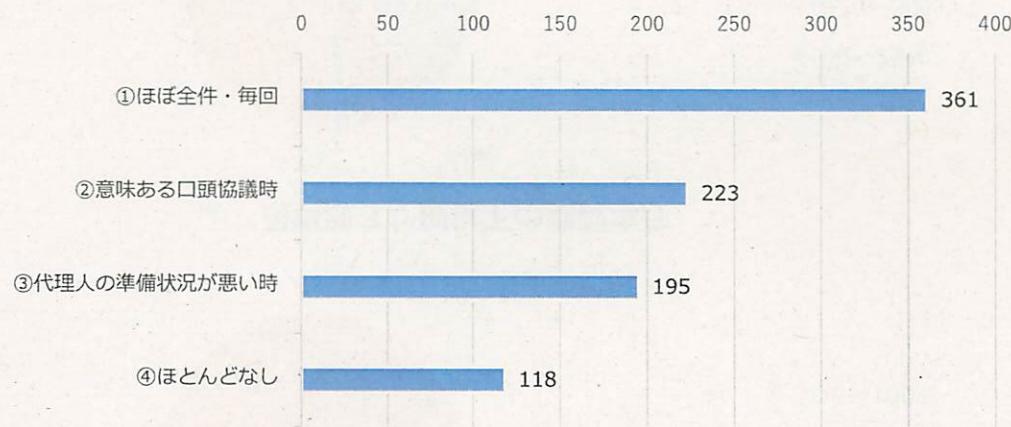
質問14 マイナス面やあい路



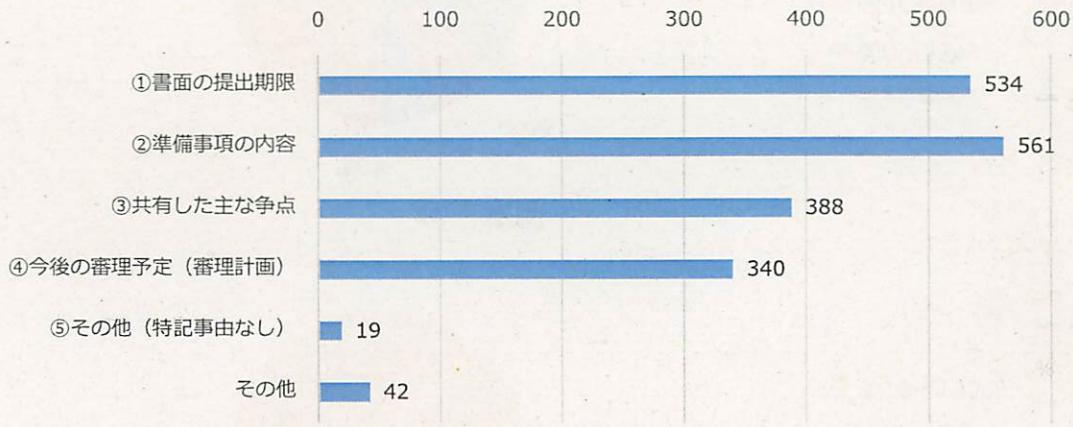
質問15 共有方法



質問16 期日後のチャット・投稿による結果共有



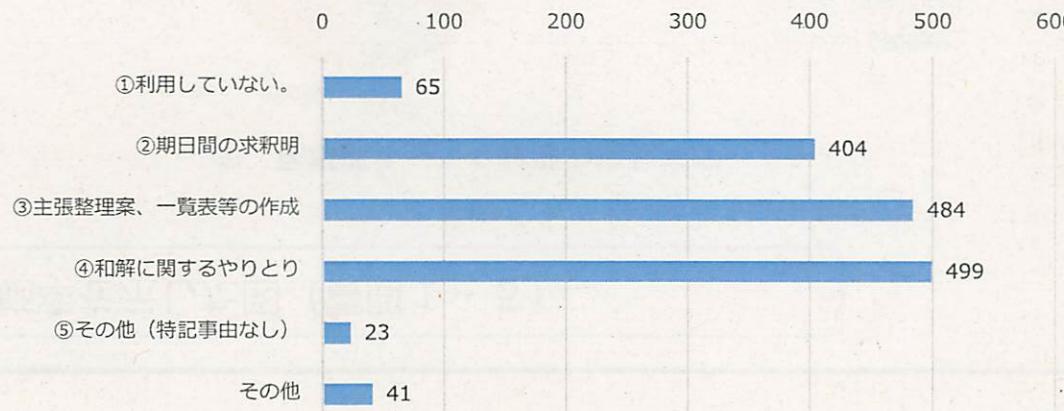
質問17 チャットや投稿の記載内容



質問18 期日の結果共有の効果

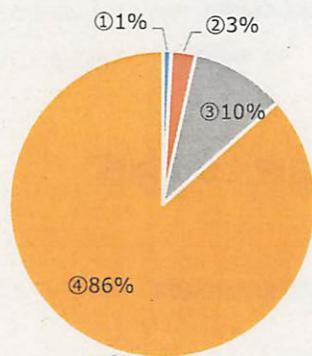


質問19 期日間準備におけるチャット・投稿の利用場面



庁の規模ごとに、ウェブ会議の実施率を示した図（質問1・5）

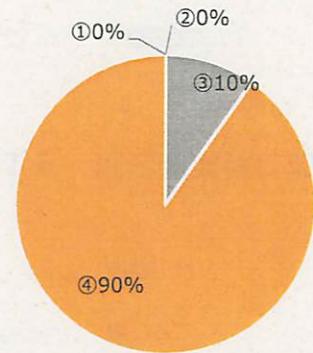
① 民事部11か部以上の地裁本庁



ウェブ会議実施率

- ①0~25%
- ②26~50%
- ③51~75%
- ④76~100%

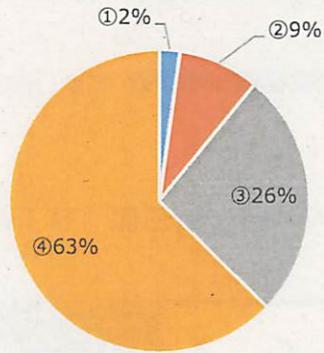
② 民事部4~10か部の地裁本庁



ウェブ会議実施率

- ①0~25%
- ②26~50%
- ③51~75%
- ④76~100%

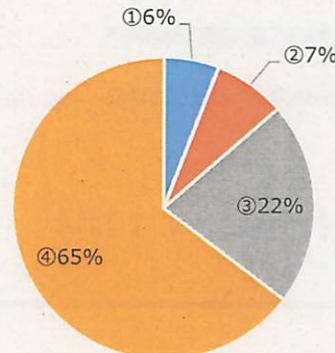
③ 民事部3か部以下の地裁本庁



ウェブ会議実施率

- ①0~25%
- ②26~50%
- ③51~75%
- ④76~100%

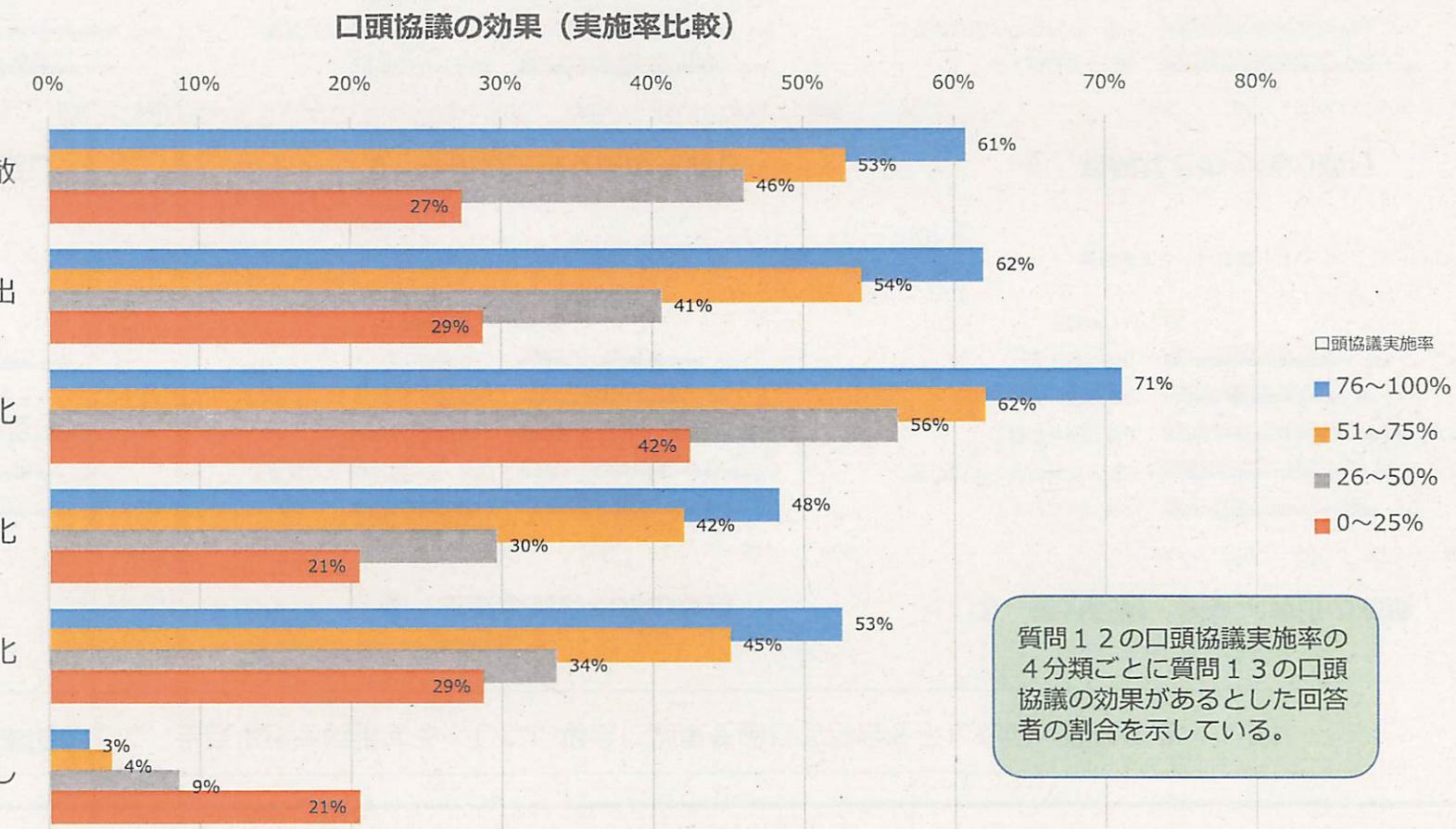
④ 支部



ウェブ会議実施率

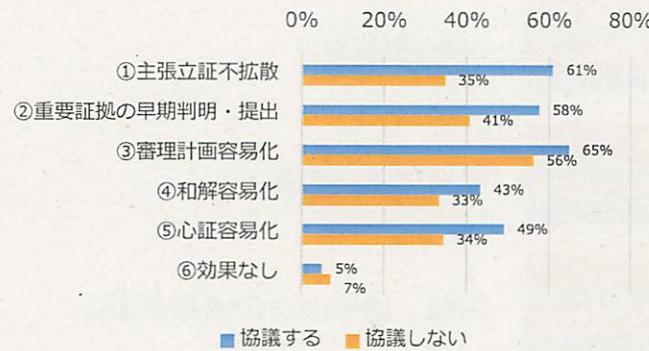
- ①0~25%
- ②26~50%
- ③51~75%
- ④76~100%

協議の実施率ごとに、口頭協議の各効果を感じる割合を示した図（質問11・13）

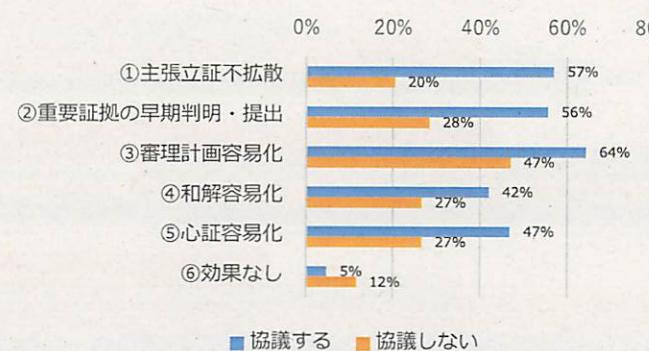


口頭協議の協議事項ごとに、当該事項を協議する／しない場合に効果を感じる割合を示した図（質問 1 2 ・ 1 3）

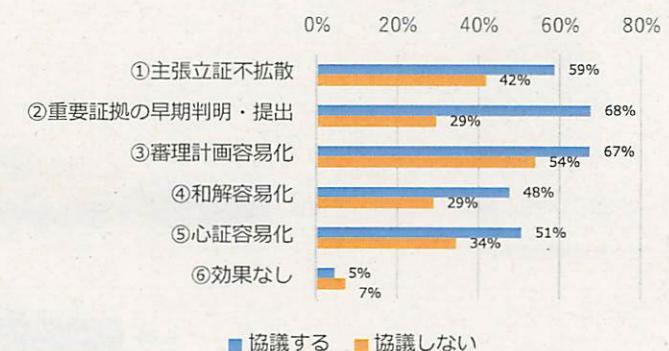
① 訴訟物



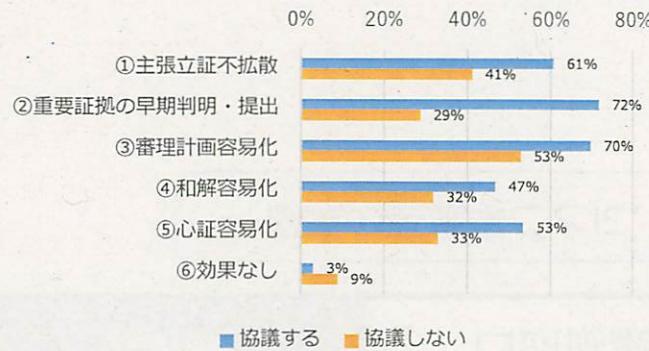
② 主要事実レベルの争点



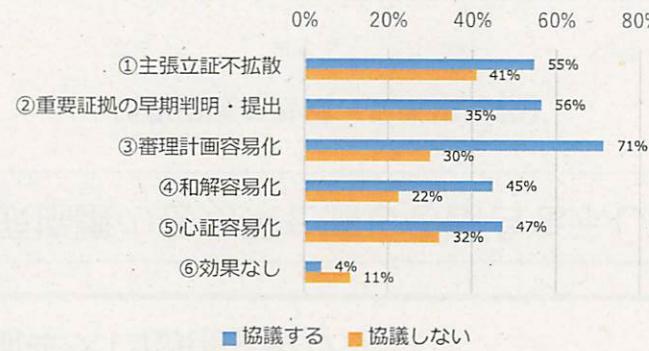
③ 処分証書・重要な書証の有無



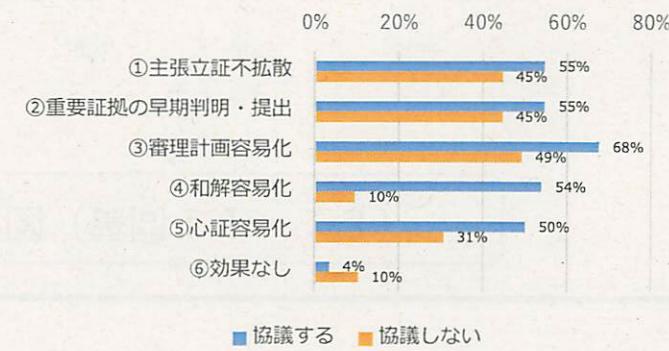
④ 証拠の早期提出の促し



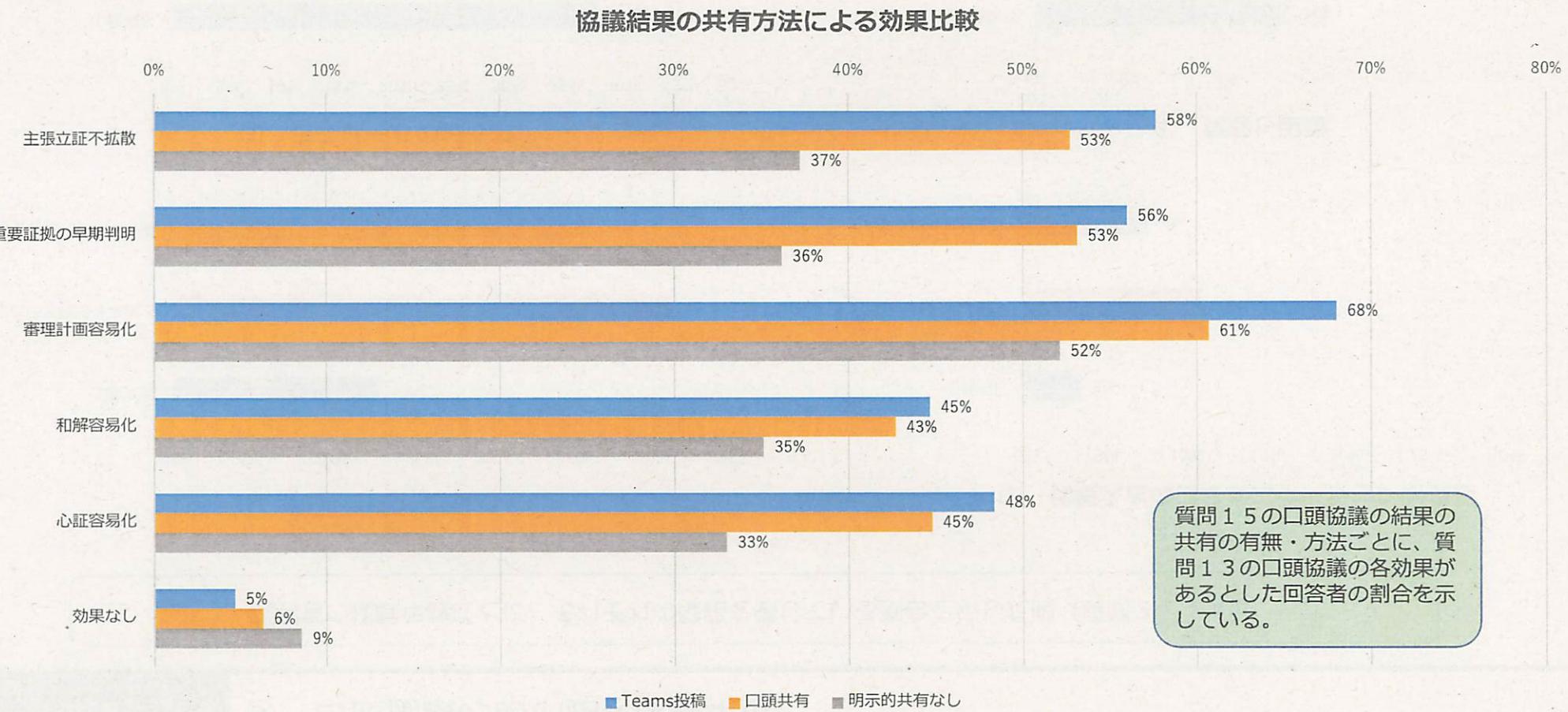
⑤ 今後の主張立証の見通し



⑥ 和解などの今後の進行



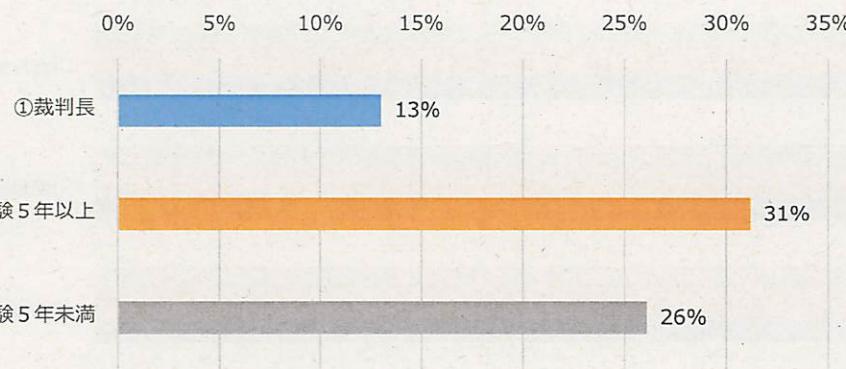
口頭協議の結果共有の有無・方法ごとに、口頭協議の各効果を感じる割合を示した図（質問13・15）



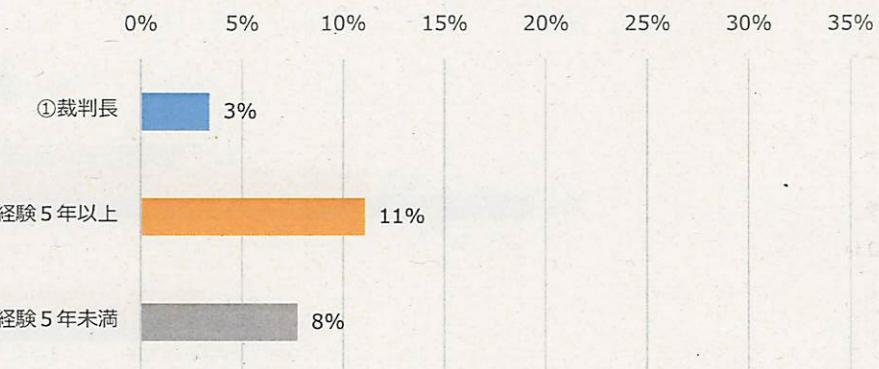
⑤ 口頭協議のあい路×経験年数

裁判官の経験年数ごとに、それぞれの隘路を感じている割合を示した図（質問2・14）

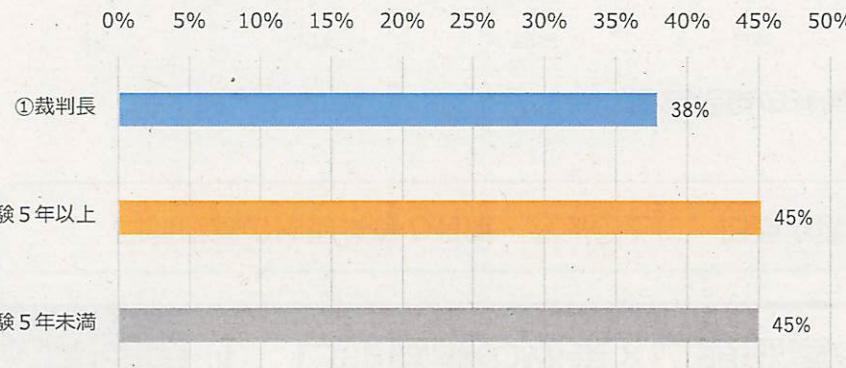
① 時間を確保できない



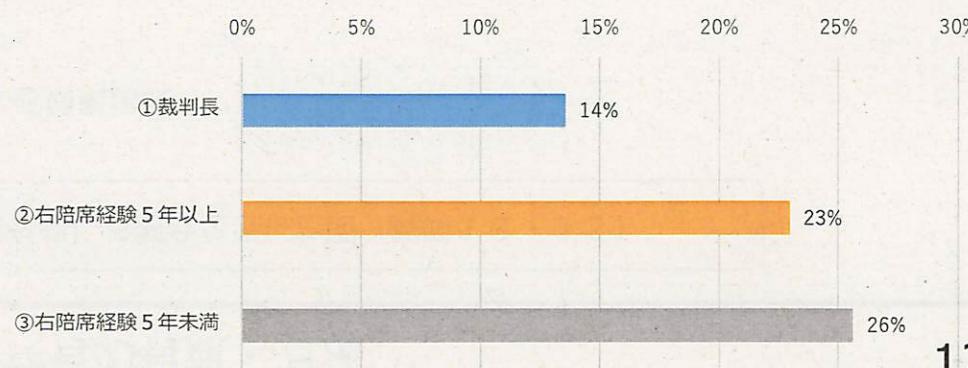
② 代理人とのコミュニケーションが負担



③ ミスリードのおそれ

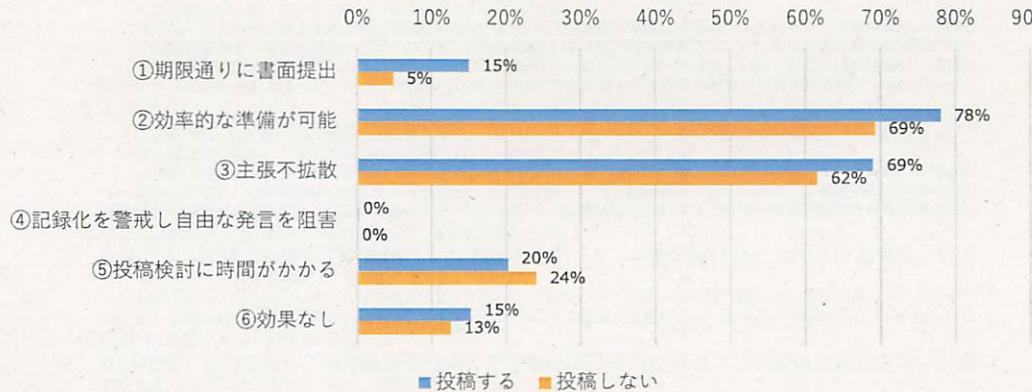


④ 見通し困難

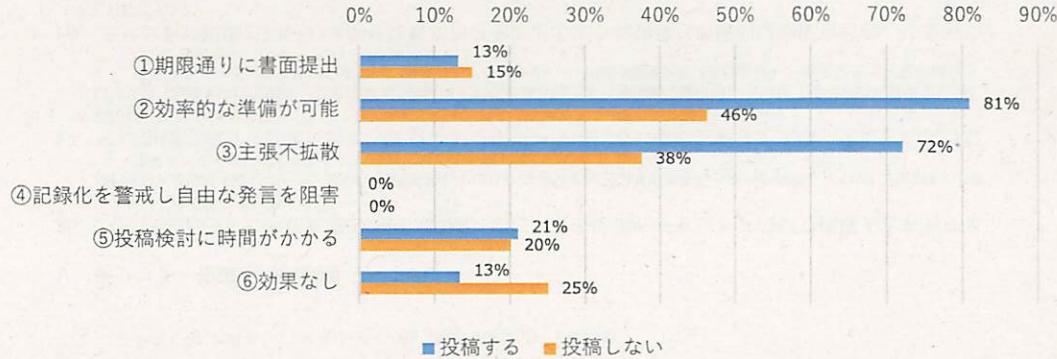


投稿等の各記載事項について投稿等をする／しない場合の効果を示した図（質問17・18）

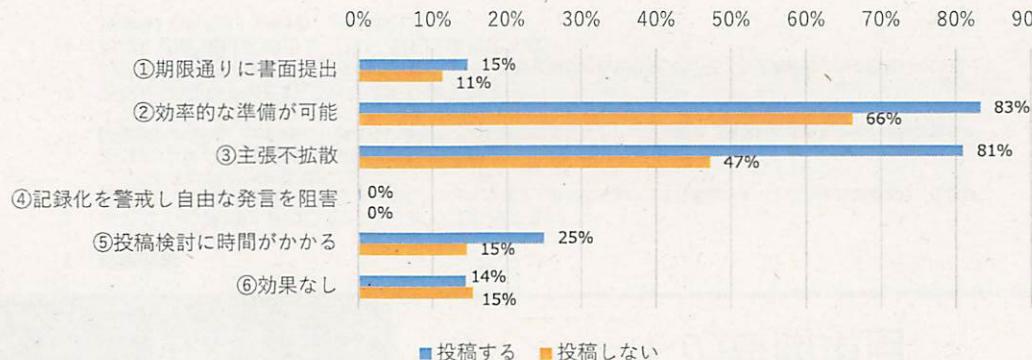
① 書面の提出期限



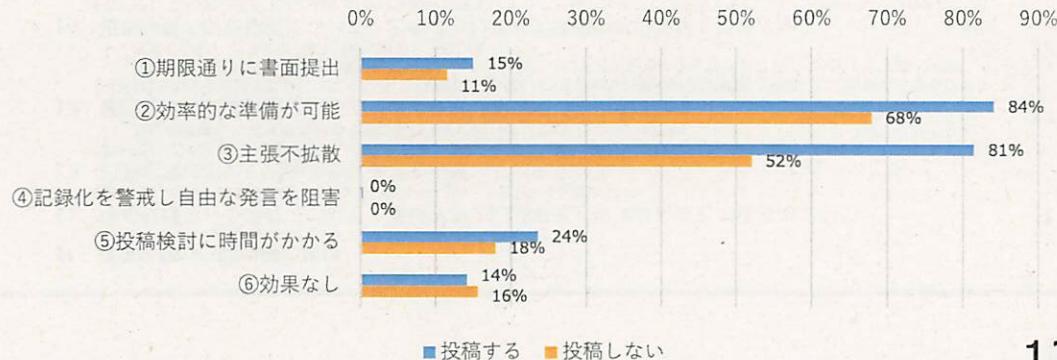
② 準備事項の内容



③ 共有した主な争点



④ 今後の審理予定



I 職務内容

1. あなたの勤務地は次のうちどれにあてはまりますか？

【選択肢】①民事部（非訴部を含む。以下同じ）が1～1か部以上ある地裁本庁、②民事部が4～10か部の地裁本庁、③民事部が3か部以下の地裁本庁、④支部

2. あなたは次のうちどれにあてはまりますか？

【選択肢】①裁判長、②右陪席（民事訴訟の単独事件の経験年数5年以上）、③右陪席（民事訴訟の単独事件の経験年数5年未満）、④左陪席

3. あなたは次のうちどれにあてはまりますか？

【選択肢】①合議事件と単独事件の両方を担当している。②単独事件のみを担当している。③合議事件のみを担当している。

4. あなたの配属は次のうちどれにあてはまりますか？

【選択肢】①専門部、②集中部、③それ以外

II ウェブ会議の実情

5. 双方に代理人が選任され、争点整理を行っている事件のうち、双方ウェブ会議で審理を進めている事件の割合はどの程度ですか？

【選択肢】①0～25%、②26～50%、③51～75%、④76～100%

6. 双方代理人が選任され、争点整理を行っている事件のうち、双方ウェブ会議を実施しなかった理由にはどのようなものがありますか？

【選択肢】①当事者から希望がなかったから。②一方当事者はウェブ会議を希望したが、相手方が消極的であったから。③裁判所として、なるべく代理人には出頭してほしいと考えているから。④ウェブ会議に適さない事件類型であったから。⑤その他（特記事由なし）、その他

7. 双方ウェブ会議で争点整理を実施している事件において、一部の期日等について当事者の一方又は双方が裁判所に出頭するはどのような場合ですか？

【選択肢】①当事者からまとまった説明を受けたり、突っ込んだ口頭議論を行ったりするとき、②書証の原本を取り調べる必要があるとき、③争点整理の終了時（人証探査、争点確認時）、④和解協議をするとき全般、⑤和解の中でも特に対面で説得する必要があるとき、⑥当事者が対面を希望するとき（他の事件の関係で裁判所に出頭しているため、対面を希望する場合も含む）、⑦その他（特記事由なし）、その他

8. ウェブ会議による争点整理が可能になったことにより、どのように審理等が変わったと感じていますか？

【選択肢】①期日が入りやすくなった。②遠隔地居住等の出頭困難な事情を有する当事者本人が期日に参加しやすくなった。③画面共有機能の利用等により、代理人との認識共通が図りやすくなった。④対面で代理人と会う機会が減り、代理人との関係性構築、意思疎通がしにくくなつた。⑤争点整理手続（期日間準備を含む。）における書記官の関与の度合いが上がつた。⑥争点整理手続（期日間準備を含む。）における書記官の関与の度合いが下がつた。⑦書記官室への電話による問合せが減つた。⑧その他（特記事由なし）、その他

III 参考事項照会の実情

9. 参考事項照会書面を利用していますか？利用している場合（事案による場合を含む。）、どのような方法で送付していますか？

【選択肢】①利用していない。②FAX又は手渡し（証拠等での交付）、③Microsoft Teams、④Microsoft Forms、⑤その他（特記事由なし）、その他

10. 参考事項照会書面をFormsに変更した方にお伺いします。変更の効果はどうですか？

【選択肢】①変更前と回収率、回答内容ともに特に変わらない。②変更前と比べて回収率が上がつた。③変更前と比べて回答内容が増えて、進行を考えるのに役立つようになった。④効果よりも負担（回答方法の説明や問合せ対応等）が大きい。

⑤変更から期間が短く分からない。⑥その他（特記事由なし）、その他

IV 審理序盤の口頭協議の実情

11. 争点整理を行なう事件について、審理序盤の口頭協議の実施割合はどの程度ですか？

【選択肢】①0～25%、②25～50%、③51～75%、④76～100%

12. 口頭協議においてどのような事項を協議していますか？

【選択肢】①訴訟、②主要事実レベルの争点、③処分証書・重要な書証の有無、④証拠の早期提出の促し、⑤今後の主張立証の見通し、⑥和解などの今後の進行⑦その他（特記事由なし）、その他

13. 審理序盤の口頭協議についてどのような効果を感じていますか？

【選択肢】①主張立証が拡散しにくくなる（記録のスリム化）。②重要な証拠の存否が早期に判明し、ある場合にはそれが早期に提出される。③審理計画が立てやすくなる。④和解がしやすくなる。⑤心証がとりやすくなる。⑥あまり効果を感じない。⑦その他（特記事由なし）、その他

14. 審理序盤の口頭協議について、どのようなマイナス面やあい路がありますか？

【選択肢】①口頭協議するために必要な準備時間を確保することができない。②代理人とのコミュニケーションの負担が大きい。③裁判官は審理序盤においては事案の詳細を把握しておらず、ミスリーディングのおそれがある。④当該事件の見通しが困難であり、協議すべきポイントをつかめない。⑤序盤の口頭協議で何を協議すればいいのかイメージが湧かない。⑥中終盤に労力をかける方が効率的である。⑦その他（特記事由なし）、その他

15. 口頭協議の結果の当事者との共有方法

【選択肢】①口頭で結果を確認している。②Teamsに投稿している。③メモを作成して共有している。④調書に記載している。⑤明示的には共有していない。⑥その他（特記事由なし）、その他

V チャット・投稿活用の実情

16. （序盤に限らず）争点整理の期日（協議）後に、その結果をチャットや投稿で代理人と共有することはどの程度ありますか？

【選択肢】①ほぼ全件について、毎回、投稿等をしている。②意味のある口頭協議を行った時に投稿している。③代理人の準備状況がよくない時に投稿している。④ほとんど使っていない。

17. 争点整理の期日（協議）後に、チャットや投稿を使用していると回答した人は、主にどのような内容を記載していますか？

【選択肢】①書面の提出期限、②準備事項の内容（求証明事項や提出すべき重要な書証等）※単に「相手方の準備書面に対して反論する」というものは含まない。③共有した主な争点、④今後の審理予定（審理計画）、⑤その他（特記事由なし）、その他

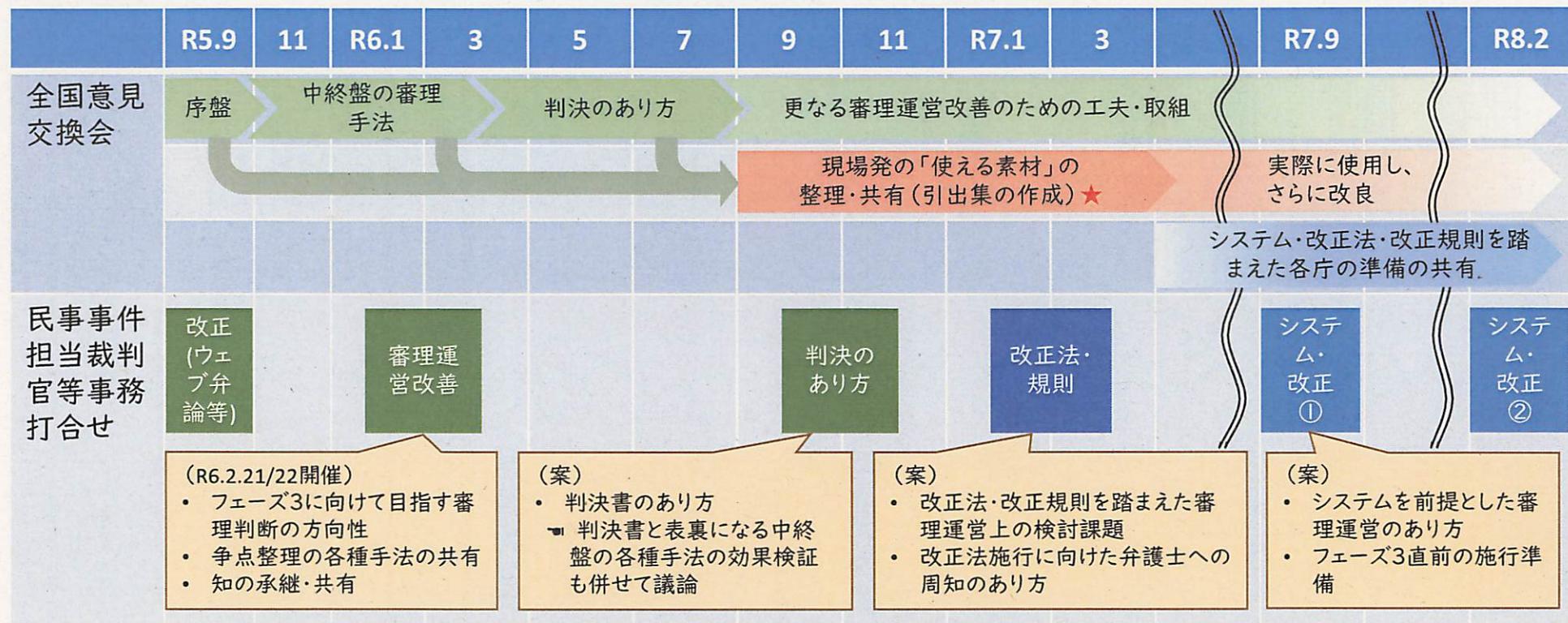
18. チャットや投稿で期日の結果を共有することにどのような効果（消極的な効果を含む。）を感じていますか？

【選択肢】①期限通りに書面が提出される。②次の期日で行なべき内容が明確になり、効率的な準備が可能になる（当事者が共有した内容に沿った準備をするようになる。）。③期日の結果について認識の齟齬が生じにくくなり、主張が拡散しにくくなる。④当事者が記録化されることを警戒して自由に発言しなくなる。⑤チャットや投稿の内容を検討するため時間がとられる。⑥当事者がチャットや投稿を確認していないため、あまり効果は生じていない。⑦その他（特記事由なし）、その他

19. 期日間準備において、チャットや投稿を利用していますか。利用している場合はどのような場合に利用していますか？

【選択肢】①利用していない。②期日間の求証明、③主張整理案、一覧表等の作成、④和解に関するやりとり、⑤その他（特記事由なし）、その他

フェーズ3に向けた準備のスケジュール等



コンセプト

現場発の「使える素材」を、民事裁判官が参照・活用可能な形で整理・共有
 □ 迷ったとき、必要な調査に手間取ったときに、容易にアクセスできるものを作成
 □ 欲しい情報を一元化

★引出集
ってなに?



中身

現時点の考えている中身(例)は次のとおり

- 【審理運営のメニューとトリセツ】
争点整理の進め方(総論)、各段階のメニューの効果・留意点(トリセツ)
- 【困ったときのQ&A】
事件処理のマネジメント、効率化を含む
- 【事件類型別・最初に読むべき文献】
審理・判決の見通しを的確に立てるための資料を厳選して紹介



進め方

全国の民事裁判官と一緒に作り上げる

- 意見交換会や事務打合せの結果を踏まえて初版を作成
- 有用な書式や指示文書も、意見交換会の中で作り上げて格納予定
- 初版作成後も、使用する中で出た意見を基に改良を重ねていく



民事事件担当裁判官等事務打合せ結果概要のポイント



協議事項1 フェーズ3の審理判断の方向性

フェーズ3において審理に生じ得る影響

■ プラスの影響

裁判官・書記官が同時に記録を閲覧できるようになることなどにより、事務の合理化が期待されるほか、データの利活用により、当事者との認識共有が容易になる。

■ マイナス影響

書面を見るために一つ一つファイルを開いて確認する必要がある、紙記録のように付箋をつけて重要な部分だけを見返すといったことが難しくなる。

現状のプラクティス



争点と関連性の薄い主張立証の応酬が続く結果、審理終盤に裁判官が厚い記録を読み込み、判断に必要な主張や証拠を探し出さざるを得ないなど、過度に緻密で負担の重い審理判断がされていないか。

目指すべき審理の方向性

デジタル化のマイナス面を回避しつつ、プラス面を生かして、裁判手続を合理化・効率化



核心を捉えた コンパクトな審理判断を目指す。

- 序盤に共有した争点に沿って審理を進め、主張立証の拡散を防ぐ。
- 重要な情報は集約して一元化。

裁判の質の向上

- ① 証拠を吟味してそれに基づく主張を行う機会を与え、判断をする以上、ラフジャスティスには繋がらない。
- ② 事件規模等に応じた合理的期間内に審理を遂げることは、裁判の質の重要な要素。審理判断の合理化は審理期間短縮につながる。
- ③ デジタル化後の判決では、データの活用により、文章化しにくい内容の分かりやすい説示が容易に。



実践に向けたあい路と克服策

■ 「紛争の実相」の意義の誤解？

「紛争の実相」とは、結論に関係ない紛争の実態や、当事者が主張しない真相の探究を求めるものではない。

■ 控訴審で不足を指摘される不安？

控訴審判決での補正は控訴理由に応するためのもの。過度に気にせず、争点に絞った審理をすれば十分。

■ 経験不足で事件の見通しを持てない？

代理人に分からぬことを率直に伝える気楽さも重要。
知の承継・共有の活用

■ 行き過ぎた完璧主義？

意識改革の必要あり。

代理人弁護士への発信の必要性

弁護士の協力を得るには、核心を捉えたコンパクトな審理判断のメリットを感じてもらう必要があり、これを組織的に発信する取組が必要。

協議事項2 争点整理の各種手法の共有

✓ 序盤の結果を活用する視点



序盤

判決を見据えた審理

- ① 判決に必要な範囲で主張立証を出させる。
- ② 当事者と判断対象を確認・共有

✓ 判決の結論・理由の道筋を意識



中盤

判決

審理序盤の効果検証

協議事項の選択

主要事実レベルの争点、今後の主張立証の見通し、重要な書証の有無・証拠の早期提出の促しは、基本的にどの事件でも協議事項とすべき。

結果の共有

序盤の口頭協議の結果を中終盤に繋げるため、口頭協議の結果を明示的に代理人に共有する必要がある。

序盤の口頭協議のあい路

ミスリードのおそれ？ 時間がない？
（序盤の口頭協議を重く考えすぎであり、もっと気楽にやればよい。）

争点整理における書記官の役割

裁判官が書記官に対し、どのような審理を目指してどのように協力してほしいかを伝え、両者が目的効果を意識した議論をすることが必要。

中終盤の審理手法の整理

効率的な主張整理

序盤で設定した土俵をうまく生かして、中終盤に労力をかけずに済むようにすることが理想
例) 序盤で確認した争点を繰り返し当事者に示す
準備書面の項目を序盤で共有した争点に統一する等

証拠の整理

・早期の証拠提出の促しは、一部の裁判官が行っても効果が上がらないため、庁全体で取り組む必要。
・争点との関連性を代理人に意識してもらうための各種工夫が重要。

判断対象の共有の方法

情報集約書面は、費用対効果を踏まえて事業を選び、当事者の力も借りて作成。

序盤での土俵設定が困難な事案

- ① 証拠が偏在し、原告が全容を掴めていない事案
- ② 業界に関する特殊な知識が必要な事案等

中終盤以降に主張立証を中心的争点に收れんさせる手法

(主張が複雑で理解が困難な事案)
代理人による説明会等
(主張が拡散している場合)

- ①要約書面の提出、②暫定的心証開示等

厚い記録を引き継いだ場合の対応

裁判官の異動は不可避。前任者も後任者も効率的な引継ぎを意識することが重要。

デジタル化後の書記官事務は、全国オールでの共通化・標準化が重要。
書記官が平均的に行うべき本来事務が何かについて、議論を進めることが重要。

協議事項3 知識・技能の共有・承継

知識や技能を共有・承継していくためには、部がとても重要な役割を担うんだね。



部内での承継・共有

- 個別の事件処理や文献等に載っていない暗黙知に関し、部総括や経験のある右陪席が相談に乗っている。
- 裁判長が合議事件において見本を見せるように意識している。

知識や技能の承継・共有の必要性

- 若手裁判官が知りたいのは
裁判例や文献に書かれていない暗黙知**
- 相場観（事件類型ごとの審理期間や期日回数の目安、事件の見切りの付け方等）
 - 和解の技能
 - レアケース等への対応方法
 - 事件全体のマネジメント手法

M365を活用して、管内の右陪席チャットを作成して相談しやすい環境を整えたり、同期チャットで類似事例の経験を共有したりする工夫もあるみたいだね。



知識の承継・共有を行う場は、 「部」、「庁」、「裁判所全体」と様々。役割も異なる。

庁での共有

- 複数の裁判官の声を聞くため右陪席の事例検討会を実施
- 本庁と支部の単独裁判官全員で疑似合議・拡大合議を実施
- 専門訴訟経験者の話を聴けるように、裁判官の経験について情報共有
- 審理運営上の注意事項や文献を類型ごとに紹介する資料等を作成・共有